

Title	秋田事件裁判考
Sub Title	The trial of liberal political party (Akita-Risshisha) for the attempted insurrection in Akita (1881)
Author	手塚, 豊 (Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1962
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.35, No.1 (1962. 1) ,p.3- 49
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説 挿図
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19620115-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19620115-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



# 秋田事件裁判考

手塚 豊

- 一 はしがき
- 二 秋田事件の概況
- 三 秋田事件の裁判
  - 一 裁判管轄の問題
  - 二 法律の適用と量刑
- 四 むすび

## 一 はしがき

明治十四年六月、秋田県における自由民権運動の政社であつた立志社の社員が、柴田浅五郎を盟主として政府顛覆の陰謀を計画、軍資金かせぎの強盗事件がきつつかけとなつてそれが暴露し、秋田始審裁判所の裁判によつて処刑されたのが、いわゆる「秋田事件<sup>(1)</sup>」である。

周知のごとく、明治十五年十一月の福島事件を契機として、幾多の自由党関係の暴動事件は各地に続発した。秋田事件は

福島事件にさきだつ約一年半の出来事である。自由民権運動関係の国事犯事件としては、おそらくその嚆矢であろう。

昭和初頭以来、自由民権運動の研究は軌道にのり、とくに終戦以来、ますます活潑化している。自由党関係暴動事件が、自由民権運動の中心課題として、戦前、戦後を通じて研究の対象にのぼっていることはいうまでもない。そして幾多の貴重な業績が学界に提供されている。ところが、秋田事件に関しては、戦前の研究においてほとんど注目されたことがなく、私の知る限りでは、大正六年発行の「秋田県史」に「阿気村ノ兇徒暴発」と題する十行余の記事があるにすぎない状況であつた。秋田事件がこのように閑却されていたのは、事件の関係資料が容易に参照できない状況に放置されていたためと思われるが、さらにまた、同事件が十四年十月の自由党結成以前の出来事であつたためか、戦前における自由民権運動のもつとも重要な基礎的文獻ともいふべき「自由党史」(明治四十三年)に、それに関する記事が全く存在しなかつたことも大きな原因であらう。

しかし、戦後、秋田地方の郷土史家の研究によつて、同事件のくわしい全貌がようやく明らかにされる時がきたのである。「羽後新報」昭和二十九年一月十日から三十一年七月二十六日まで九十六回にわたつて連載された佐々木金一郎氏の「秋田立志会暴動記」<sup>(3)</sup>がそれである。これは同地方に残存する秋田立志会(十四年五月立志社と改名)関係資料を断簡零墨にいたるまで渉獵し、暴動事件の経過と意義を探求した先駆的業績であつた。他方、中央の史家でいち早く同事件に着目されたのは、田中惣五郎氏である。同氏はすでに昭和四年、同事件の存在に気付かれたとのことであるが、その著作に、はじめて同事件を「秋田事件」と呼んで紹介されたのは、「日本の自由民権」<sup>(4)</sup>(昭和二十二年)であつた。さらに同氏は「自由民権家とその系譜」<sup>(5)</sup>(昭和二十四年)においても、主謀者柴田の伝記を中心に同事件を論述された。しかし、これら二つの著書における秋田事件の取扱いは、かならずしも詳密なものとはいえない。その後、田中氏は横手地方に現地調査におもむかれ、蒐集した諸資料を集成して「秋田事件——覚え書的に——」<sup>(6)</sup>を昭和三十三年に発表された。田中氏はこの論考の「まえがき」で「私は

私なりの『秋田事件』をえがいてみたい。目鼻だちをハッキリさせる自信はないが、もうろうとした全影像だけでもえがいてみたい<sup>(7)</sup>と謙遜され、それがためか、その副題にもわざわざ「覚え書的に」とことわつておられるが、その内容はさすがに精密なものであり、現地調査の強味が遺憾なく發揮されている。秋田事件の研究として、佐々木氏の前掲書と共に、貴重な双璧といえよう。そのほか、同事件を取扱つた文献に、服部之総「明治維新における指導と同盟」<sup>(8)</sup>（昭和二十四年）、山崎真一郎「秋田県政史」<sup>(9)</sup>上巻（昭和三十年）、吉田勇「東北地方における自由民権運動」<sup>(10)</sup>（昭和三十年）、柿崎竜夫「秋田県の自由民権運動」<sup>(11)</sup>（昭和三十三年）、田口勝一郎「明治十年代前半のインフレ下における国民生活」<sup>(12)</sup>（昭和三十二年）および「民権政社の形成過程」<sup>(13)</sup>（昭和三十四年）などがある。また、家永三郎博士、田口勝一郎氏等の事件関係資料の紹介も逸すべきではない。

田中氏の研究によれば、秋田事件の主体は不平士族と転落農民であつて、明治十年代の横手木綿機業の不振が、両者を結合させた経済的要因であつたとし、「他ののちに起きた民権暴動の発生と同一の基盤に立ち、農業革命への端緒的形態であつた」<sup>(14)</sup>「中農貧農中心の農民解放運動である」<sup>(15)</sup>と規定されている。しかし、佐々木氏はこの見解を反駁し、事件関係者の過半は農民ではないから、「それが農民解放運動であるか否かは一概に断言する事は出来ない」<sup>(16)</sup>「其掲ぐるスローガンが農民自体の福祉や、それ自体の解放向上を目ざしたものでなく……具体的には国会開設と云う政治的な概念的な目標によつて指導したものである」<sup>(17)</sup>「これを農民解放運動と限定せず、大衆運動又は階級打破的な解放運動と見るのが一層適切ではあるまいか」<sup>(18)</sup>とし、さらに木綿機業の関係者は、同事件にわずか一人だけしか参加していなかつたことから、同機業の不振と事件との結びつきにも否定的見解を述べておられる。「秋田県政史」の執筆者山崎真一郎氏も、大体において佐々木氏の見解に同調され、田中氏の所論は「物の世界が明治維新と云う政界を造り上げたと見る唯物史観を把握する人達の、穿つ過ぎた暴論である」<sup>(19)</sup>ときめつけ、事件は「当時全国を風靡しつつあつた民権獲得を目指した政治運動の一環である」<sup>(20)</sup>としておられる。このように、事件の評価に関して、田中氏と秋田郷土史家の間の相違は大きい。田中氏自らも「秋田地方の研究と私とは少

々ずれるのである<sup>(20)</sup>とされている。

秋田事件の性格はどのように把握すべきか、それは今後さまざまな角度から考察されるべき課題であろう。と同時に、その考察の裏付けとなるべき新資料の探索、発表もなお多くの期待が将来に寄せられるのである。しかし、本稿は、秋田事件そのものの意義を追求し、あたらしい知見を示そうとするものではなく、また、事件内容の特別な史実を提出するものでもない。ただ、これまでの研究において全く閑却されている法制史の側面を考察せんとするものである。すなわち、秋田事件は、事件の発生と判決の時期があたかも明治十五年の刑法、治罪法施行の前後にまたがっているが、いかにして裁判の管轄は決定されたか、そしていまだ司法権の独立なく、しかも微力な地方の裁判所がいかにして法律の適用と量刑を行つたのか<sup>(21)</sup>、こうした問題をとらえ、若干の検討を試みたいと思うのである。事件発覚以来、裁判の終結まで、他の自由党暴動事件の場合とは比較にならない二年九ヵ月にわたる長期間を費した謎も——田中氏も<sup>(22)</sup>佐々木氏も<sup>(23)</sup>共にこの点にふかい疑問をよせられている——そうした問題の究明によつてこそ解決されるであらう。

(1) 最近まで、この事件に関する特定の呼称はなかつたようである。事件発生当時の新聞記事は「秋田県下立志社暴挙」(明治十四年六月二十九日郵便報知、七月五日東京日日等)と呼び、その後この事件を取扱つた文献では「阿気村ノ兇徒暴発」(「秋田県史」第四冊・四二頁)といわれていた。最近の著作でも「秋田立志会暴動」(佐々木金一郎「秋田立志会暴動記」・昭和三十三年)あるいは「秋田立志会事件」(前掲暴動記所載の伊沢慶治序文)、「立志会の暴動」(「秋田県政史」上巻・昭和三十年・二八八頁)など、その呼び名は一定していない。「秋田事件」と命名されたのは、田中惣五郎氏である(「日本の自由民権」・昭和二十二年・一七六頁)。同氏は「これを横手事件といおうかどうか迷っている。長野県におこつても飯田事件というのがあるからである。もつとも、立志会—立志社の本部が秋田市にあつたという意味もあつて一応秋田事件といつておく」(「秋田事件」(一)・日本歴史昭和三十三年十月号・七六頁)とされている。その後、この呼称が一般的に普及の傾向にあるので、本稿でもそれに従うことにした。

(2) 前掲県史・第四冊・四二頁—四三頁。この県史の記事は、内閣文庫蔵稿本「秋田県史」明治十四年の部によつたものと思われ、文章もほとんどそのままである。また、小野道雄、土屋喬雄編「明治初年農民騒擾録」には「明治十四年六月平鹿郡阿気村近傍騒擾」と題し、前掲内閣文庫本の記事が覆刻されている(昭和二十八年版、九八頁)。なお、事件当時の横手警察署長佐々木真綱(九等警部)氏が「秋田立志会員暴

動」と題する回顧談を「秋南新報」（昭和十一年七月二十三日—二十六日）に発表されたことがあるが、地方新聞の記事のため、惜しくも一般の注意を惹かなかつたようである。

(3) この論考は、昭和三十三年七月、単行本にまとめられ、横手郷土史編纂会から発行された。佐々木金一郎「秋田立志会暴動記」がそれである。本稿の引用はこれによる。

(4) 田中・前掲自由民権・一七六頁以下。

(5) 田中惣五郎「自由民権家とその系譜」・一一九頁以下。

(6) 田中・前掲秋田事件(一)(二)(三)・日本歴史昭和三十三年十月号・七六頁以下、十一月号・七三頁以下、十二月号・六九頁以下。註(2)に述べた佐々木警部回顧談は、この論文(一)にその全文が複製されている(前掲十月号・七九頁—八二頁)。

(7) 前掲論文(一)・前掲十月号・七七頁。

(8) 服部之総「明治維新における指導と同盟」・「服部之総著作集」第五卷・二三八頁以下。

(9) 前掲県政史・上巻・二八四頁以下。

(10) 吉田勇「東北地方における自由民権運動」・「東北史の新研究」・三二七頁、三四七頁。

(11) 柿崎竜夫「秋田県の自由民権運動——秋田事件を中心として——」・歴史第十六号・三八頁以下。

(12) 田口勝一郎「明治十年代前半のインフレ下における国民生活——秋田事件の背景として——」・法政史学第九号・一三四頁以下。「民権政社の形成過程——秋田立志会とその事件——」・日本近代史研究第三号・一頁以下。この後者の論考は、事件の発展過程に重点をおいたもので、その経過が要領よくまとめられている。なお、同論考によると、本文に私が掲げた以外で同事件に論及した文献に、大山茂「自由民権運動の経済的背景」（秋田近代史研究第二号・昭和三十三年）、その資料に、秋田図書館蔵「立志社事件に関する座談会」（昭和十三年）があるが、私はまだ参照する機会をもたない。

(13) 家永博士は、総理府所蔵文書によつて主謀者柴田浅五郎の警察調査（十四年六月二十五日）の全文を紹介されている（「植木枝盛研究」・昭和三十五年・二〇二頁、二六四頁—二六七頁）。

(14) 田口氏が紹介されたのは、立志会々則である（「秋田事件関係史料」・歴史評論昭和三十二年六月号・八八頁以下）。田口氏の典拠とされたのは、立志会創立直後の秋田遐邇新聞（十三年八月二十二日）に掲載されたもので、それはさらに田中氏の前掲秋田事件(一)にも引用されている（前掲日本歴史十一月号・七七頁—八〇頁）。なお、立志会々則は明治十四年二月のパンフレットもあり、大正三年十一月十五日の秋田史談会に出品されたが、現在はその所在が明らかでないとのことである（前掲県政史・上巻・二八四頁、佐々木・前掲暴動記・六〇頁）。それがため、両者の内容の異同はわからない。

(15) 田中・前掲その系譜・一二二頁。

- (16) 佐々木・前掲暴動記・五〇頁以下。  
(17) 前掲書・五三頁以下。  
(18) 前掲県政史・上巻・二八九頁。  
(19) 前掲書・二九〇頁。吉田勇氏が「民権者が、理想実現のため資金難から止むなく強盗に入る等、貧民救済を主とするものでブルジョア民主主義の闘いとは理解しがたい。」(前掲自由民権運動・前掲新研究・三四七頁)と、事件を批評されているのは、佐々木、山崎阿氏の立場にちかいいものといえよう。  
(20) 田中・前掲秋田事件(一)・前掲日本歴史十一月号・八二頁。  
(21) 国事犯として処刑された全員十九名の判決文は、すでに先般、私が取りまとめて本誌に覆刻、発表した(拙稿「秋田県立志社暴動事件判決書」・本誌第三十四巻十号・八四頁以下参照)。  
(22) 田中・前掲秋田事件(一)・前掲日本歴史十月号・八五頁。  
(23) 佐々木・前掲暴動記・四五頁。

## 二 秋田事件の概況

秋田事件の全貌は、前節で述べた諸家の研究によつて、すでに一応は明らかになつていたので、ここでは事件の裁判を考察する前提として必要な限度内で、その大要を素描するにとどめたい。

秋田事件は、柴田浅五郎によつてもつぱら計画、指導されたものである。柴田は平鹿郡中吉田村の中流の自作農の出身で、彼の名が東北地方の政界にはじめて登場したのは、明治十一年の末、河野広中を中心として自由民権運動の政客が仙台に集り、東北有志会を開いた時である。彼は二十六歳の青年であつたが、酒田の森藤右衛門、岩手の鈴木舎定、福島の花香恭次郎等に伍して参加した。<sup>(1)</sup>翌十二年二月、柴田は高知に赴き、中井純一郎の主宰する本立社に入つて民権思想を学んだ。土佐に滞ること約一年、独立の政社を故郷に創立するため秋田に帰つた彼は、有志をあつめて立志会を結成した。<sup>(2)</sup>時に十三年八月十日である。発会式には旧佐竹(久保田)藩の家老渋江内膳も出席、また当初の会員中には、多数の上層土族や富商



と呼ばれる人々も参加していた。<sup>(3)</sup> その会則によると、「本会設立ノ目的ハ主トシテ法律学ヲ研究シ、施テ諸般ノ学ニ及ヒ、尚討論ノ会ヲ開キ、世教ヲ補ヒ世益ヲ計ルヲ期ス」<sup>(第一條)</sup>とあるのみで、自由民権運動の推進は全く正面にでない。田中惣五郎氏は、その理由を推測して「上層部的、士族的なものへの政治的考慮があつたためかもしれない」<sup>(4)</sup>とみておられる。すなわち、会の目的をぼかして、広い範囲の会員獲得をねらつたものといえよう。

かくして発足した立志会は、急速にその勢力をのぼし、同年十月、柴田が会員内桶圭三郎を帯同して上京、太政官に国会開設請願書を提出せんとした際には、「立志会員千五百名ノ総代」<sup>(傍点)</sup>といつており、さらに翌十一月十日、国会期成同盟第二回大会で決定した合議書の署名には、柴田、内桶は「秋田立志会二千六百四十五名総代」<sup>(傍点)</sup>となつてゐる。創設数カ月にして、立志会はすくなくとも会員数においては、全国有数の民権政社にまで発展したのである。同年十月二十一日の秋田週報新聞に「立志会は、人の帰向を得て日一日と勢を振り……連日各地より入会者集り、其人員殆三千人の多きを致す。益発展する同会よりすれば、現下の状況は南村僅かに蓄を破つたる程度なり」<sup>(7)</sup>とあるは、当時の実状を伝えたものといふていい。

翌十四年三月四日、仙台で開かれた「東北政社合同東北有志大会」には、柴田は秋田県代表として出席した。<sup>(8)</sup> 三月二十三日の朝野新聞によると、この大会で「東北七州自由党盟約」<sup>(9)</sup>が決議され、運動の具体的方策として「仙台と福島自由党は山形の遊説を負担し、秋田と酒田の自由党は之に応じて至急に同志を募ることになり、北海道は青森、岩手、秋田の自由党より遊説員を出す事に決せり」という。「秋田の自由党」とあるのが、柴田のひきいる立志会である。ちようどこの頃が、立志会の最盛期であつた。何となれば、翌四月以降になると、柴田に対する悪評が逐次たかまり、立志会は急激に衰退の方向にすすんだからである。<sup>(10)</sup>

立志会の活動がゆきづまつた最大の原因は、その資金面であつた。会の役員はすべて有給制であり<sup>(会則第(二九条))</sup>、旅費、日当

などの出費も多く、最初から多くの資金を必要とする組織であつた。創立当初は「発起人某々ヨリ六千円」の借入金(会則第(二七)条)で運営されていたが、十四年一月頃になると、それを消費したため、会則に定むる通り「一カ年二十五銭」(第二(六)条)の会費を徴収しはじめた。これがはげしい非難をうけたので、四月には会費を廃止し、会の費用は別の方法で調達することを余儀なくされた。柴田は宣伝の方法を転換し、会の目的を「封建の旧に復」することにありとし、目的完遂の際は立志会員を「等級によりて永世祿を賜うて士族に列す」また「加入募集を奔走せるもの」には「百石取」「二百石取」を約束し、さらに「大金三十円にて永世足輕の株」を売る(十四年四月二十日秋田<sup>(11)</sup>返還新聞投書による)などの手段を採つて、会費の調達と会員の増加に狂奔した。自由民権運動をめざした筈の立志会としては、大きな方向転換である。こうした柴田の指導に対して、世間の批評はますますきびしく、会員中の上級士族、豪農、豪商と目される人々は脱落したが、下層農民、下層商工業者、下級士族の一部会員は、柴田の指導を信用し、ひたむきに暴動への途を歩むことになつたのである。

柴田が内乱陰謀の計画と、軍資金集めの手段としての強盜を、何時、同志に指示したかはかならずしも明らかでない。つとも柴田自身は、警察の取調に対して「不軌ヲ謀ルヘキ用意セシメタレトモ全ク愚民ヲ蠱惑シ金ヲ出サシムルノ策ニシテ政府ヲ顛覆スル杯ノ存心更ニ無之候事」(柴田警察調査書・十四年六月二十五日)と述べ、さらに判事の訊問に対しても政府顛覆の企図を否認し「畢竟立志社資金ノ欠乏ヲ救ハン為メ謫計ヲ設ケ金員ヲ醸集セントシタルニ外ナラス」(柴田法廷調査書・十五年七月十四日)と答えている。内乱陰謀は表面的な看板であつて、真の目的は立志会の資金集めであつたとする彼の陳述が、はたして真実かどうかはわからない。しかし、その真意は別として、彼が内乱陰謀の準備を、同志の者に指示したことは、明らか客觀的事実であり、柴田自身もそれは否定していない。

佐々木金一郎氏の研究によると、十四年四月十二日頃、立志会の有志は雄勝郡大沢村の船玉神社(日和山神社)に集合して何事かを協議した事実があり、同氏はこれを「日和山事件」と名付けられている。(12) 集合した者の氏名もまた集合目的も明らか

かでないが、その後約一ヶ月を経て強盜事件が発生したことからみると、軍資金調達の方法が協議されたのかも知れないし、またあるいは柴田も列席して陰謀の方途を指示したのかも知れない。

立志会員が襲撃を敢行した強盜事件は、三件ある。その一は、十四年五月十三日、平鹿郡醍醐村野中の農業藤原多左衛門宅を襲い、主人を殺害、財物は掠奪せずして逃走した事件である。その二は、同年六月初め（日不詳）、平鹿郡旭村塚堀の農業鈴木長助宅を襲い、倉から金銭を強取した事件である。この事件は、田中惣五郎氏の調査によりはじめて明らかになったもので、<sup>(13)</sup>事件当時は警察へも届出でなかつたようである。その三は、同年六月八日、平鹿郡阿気村藤巻農業須藤六郎左衛門宅を襲い、衣類金銭を強奪した事件である。

秋田事件発覚の端緒になつたのは、この第三の事件である。この強盜事件は、警察への連絡がスムーズにいつたらしく、事件発生の翌日、横手警察署長佐々木真綱警部を指揮官とする警官隊が現場附近に到着、隣接各村の捜査が行われた。そして強盜に押し入つた者が続々と逮捕され、その自白によつて第一の強盜殺人事件も、立志社員の行為であることが判明、また逮捕者の自供あるいは家宅捜索によつて内乱陰謀の存在が暴露したのである。その結果、柴田をはじめ多くの同志が、県内各所で、いもずる的に捕縛された。

明治十四年六月二十九日の郵便報知新聞の記事によると、とくに陰謀発覚のキメ手になつたのは、西田忠五郎宅より押収された社員<sup>(15)</sup>の連判状および内約書であつて、それによると武装蜂起の予定は、「六月十六日に惣員を二隊に大別し、一隊は中吉田村西田忠五郎方に、一隊は鼎村黒沢安五郎方に屯集し、合図を定めて一隊は横手町へ繰出し、同所に放火して警察署及郡役所を採潰し、銀行を襲うて軍費を掠奪し、進んで大曲に出で、機に乗じて県庁へ込み入らんとする軍略、又一隊は同日浅舞村を焼払ひ、豪農伊勢多左衛門を劫かして金銭を奪ひ、夫より樽見内村の工藤清五郎、宮田村の榊彦七などいふ豪家を襲うて充分に軍資を掠めとり、一挙船を西川に載して秋田県庁その他諸官舎を襲ふ画策なるにぞ」と伝えている。七月五日の

東京日日新聞にも、ほぼ同様の記事がある。しかし、秋田警察本署の調査および秋田始審裁判所における公判記録——主謀者柴田浅五郎、川越庫吉、柏木第六、館友蔵の分——によるもの、このような暴動の具体的プランを陳述したものはみあたらない。さらにまた、十四年十月二十一日、秋田県警察本署小沢宗央警部から弘前裁判所秋田支庁に送致した「警察調査」の目録中にも、前掲新聞記事にみられる「内約書」に該当すると思われる文書はみあたらない。この点から考えて、前述のごとき暴動の具体的プランを報ずる新聞記事に関しては、私はその信憑性に疑問をもつ。<sup>(16)</sup> 暴動計画があつたことはたしかであるが、その具体的プランはまだ準備にいたらない裡に、強盗事件の思わぬ破綻から、一斉検挙をうけたというのが真相ではなからうか。

また、前掲警察調査中の「証拠物品」目録によつて、めぼしい押収物をひろつてみると、まず武器としては、銃二挺、鎗二本、日本刀大小十六本、その他の戦闘用品として、軍燈二箇、改良厚徳大元帥大旗七流、その他の旗三十流、別に廣造札製造木印七箇、同真鍮判一箇などもある。暴動計画としては寔に貧弱な装備であり、前掲新聞記事のごとく、決起寸前の状況であつたとはい底考えられない。

次に、関係者の数を、前掲警察調査中の口供書を集計して推測するに、総計六十四名である。<sup>(17)</sup> この中、国事犯として処刑された者は柴田浅五郎外十七名、<sup>(18)</sup> 強盗だけの常事犯として処刑された者は山内平蔵外十名、<sup>(19)</sup> 無罪放免の者は柴田甚太郎外十二名、<sup>(20)</sup> 不詳十二名である。<sup>(21)</sup> 別に、関係者にして逃亡した結果、逮捕を免かれた者が若干名いる。<sup>(22)</sup>

以上が秋田事件の概況である。次に節を改め、その裁判に関する諸問題を検討したい。

(1) 「河野磐州伝」上巻・三八六頁。前掲県政史・上巻・二七九頁—二八〇頁。

(2) 柴田訊問調査(明治十四年六月二十五日、秋田県警察本署)に拠る。この調査は、前述のごとく家永博士によつて紹介されているが(前節註13・参照)、同じものが法務図書館蔵「秋田立志会暴動事件全」中にも存在する。なお、本稿に引用する警察、裁判関係文書は、とくに明記しない限り、この資料による。

(3) 田中・前掲秋野事件(一)・前掲日本歴史十一月号・七五頁以下。

(4) 同前・七六頁。

(5) 註(2)に同じ。

(6) 「自由党史」(岩波文庫版)中巻・三一頁、前掲警州伝・上巻・三七三頁。

(7) 田中・前掲秋田事件(一)・前掲日本歴史十一月号・八一頁より引用。

(8) この大会は、前年十一月、東京で開かれた国会期成同盟第二回大会に出席した東北地方の有志が、河野広中を中心に会合し、「東北有志社の旨趣」並びに「仮規則」を決定、翌年三月の大会開催を盟約したことによるものであり、この盟約には柴田、内桶が参加していた(前掲警州伝・上巻・三八〇頁以下)。ところが、この十四年三月の有志大会の一件は、どうしたわけか、前掲警州伝にその記事を欠いている。それがたぬか、田中惣五郎氏は「この東北有志会の十四年三月開催の企ては、河野広中が県会議員に当選し、ついで県会議長におされたりしたためもあつてか、開かれなかつたようである。開かれていたら柴田らの運命も変つていたかも知れない」(前掲秋田事件(一)・前掲日本歴史十二月号・七五頁)と、考証されている。しかし、十四年三月四日から仙台本立社において大会が開かれ、河野広中も参加して会長(議長)を務めていることは、十四年三月十七日並びに二十三日の朝野新聞の報ずることと確実な事実である。

(9) 前年十一月、河野広中、沼間守一、植木枝盛等は東京において「自由党結成の盟約」を結んだ(前掲自由党史・中巻・三五頁以下、前掲警州伝・上巻・三八八頁以下)。それがため、東北有志大会では「自由党」という名称を使用したものと思われる。因みに板垣退助を総理とする自由党の結成は、十四年十月十八日である。

(10) 田中・前掲秋田事件(一)・前掲日本歴史十二月号・七五頁以下。

(11) 前掲県政史・上巻・二八六頁より引用。

(12) 佐々木・前掲暴動記・七四頁以下。警察側は立志会の動きに注意を怠らず、とくに密偵を立志会に入会させて調査させている(佐々木・前掲回顧談・田中・前掲秋田事件(一)・前掲日本歴史十月号・七九頁参照)。それにもかかわらず、日和山事件も暴動計画も探知できず、また後ちに本文で述べるごとく藤原多左衛門強殺事件が立志会員の犯行であることすら疑うことができなかったのである。明治十四年当時、秋田県の警察署は分署をふくんで四十三、警察官は警部十九人、巡査二百六十二人で、人口二千二百人に対して警察官一人の割合であつた(前掲県史・第四冊・四四四頁)。平鹿郡を管轄した横手警察署も、二十年当時で警察官三十三人(前掲書・四三一頁)であつたから、十四年頃はさらにそれより少数であつたにちがいない。人員の不足もわかるが、それにしても、貧弱な警備能力であつたといえよう。

(13) 田中・前掲秋田事件(一)・前掲日本歴史十月号・八三頁。

(14) この記事の執筆者は、原敬である。記事の全文は、田中・前掲秋田事件(一)・前掲日本歴史十月号・七七頁以下にも覆刻されている。

(15) これは、佐々木警部の回顧談によると(前節註2および6参照)、「決死同盟者二十八名の血判状」(田中・前掲秋田事件(一)・前掲日本歴史

十月号・八一頁)とある。しかし、後に本文中で述べる警察調査の目録によると「柴田浅吉外三十名連名血判書」とあり、人数が若干ちがつてゐる。いづれにせよ、その内容は不明である。

(16) それほど具体的プランを盛つた「内約書」が押収されたとするならば、警察の取調あるいは判事の訊問の場合、それにもとづく追求がなされた筈であるが、そうした形跡はない。郵便報知の記事は、一部関係者からの聞き込みを、針小棒大に潤色したものと、私は考える。東京日日は、その記事をそのまま借用したものであらう。

(17) この中、国事犯として処刑された十八名をのぞき、口供書が存在する者の氏名は次の通りである。

東海林岩吉、山内平蔵、柴田忠四郎、加藤喜代松、横井善蔵、佐々木定吉、柴田留吉、佐々木馬之助、大沢久五郎、柏倉佐吉、柴田甚太郎、佐野甚蔵、高橋利助、石橋藤兵衛、柴田浅吉、佐藤多三郎、内桶圭三郎、深川栄吉、福岡孫惣、木村才太、柴田直吉、大庭宝之助、古館政治、高橋牛松、藤原久吉、芳賀作内、後藤直三郎、佐藤曾野次郎、椎名礼、佐藤忠次、須藤尊行、佐藤音次、武田源三郎、深川礼、仁平源吉、富永家恒、小野岡新一郎、石山織之助、平沢源吾右衛門、伊東礼吉、関貫一、介川通顕、他に氏名不詳四名。

これらの中には、強盗罪で処刑された者(十一名)、無罪放免者(二十三名)、その他の者(註21・参照)がふくまれているが、本文中で述べた山内平蔵(強盗罪)、柴田甚太郎(無罪)以外は、氏名の内訳がわからない。

なお、佐々木金一郎氏の調査では、就縛者中に「茂屋松之助」の名がある(前掲暴動記・三六頁)。前記「氏名不詳」中の一名は、この人も知らない。

(18) 十六年になつて自首し、国事犯で処刑された橋本熊五郎は、この人員に入つていない。

(19)(20) 十五年七月十四日芹沢判事より大木司法卿への「柴田浅五郎等犯罪処分(儀ニ付上申)」(全文は次節本文に後掲)に拠る。

(21) 警察によつて検挙されたが、裁判に送られずに放免されたものか、あるいは参考人として取調だけをうけた者かであらう。

(22) 佐々木金一郎氏の調査では、「田根森村折橋の戸巻駒吉(三六)の如く事件後、同郡八沢木村の奥にかくれ木挽して相当長く不明で居たが後に知れて刑に服したのもあるし、福地村柏木佐々木慶助の如く、山形県乃位に逃げ、柚夫となつて刑を受けないで時効になつた者もある。」又吉田村田ノ植の医者の方の長男であつた千葉堅助(二四)なども北海道に逃亡した。又鼎村の佐藤茂吉(三四)は、皆瀬村若畑にかくれたなど逃亡者も相当あつた(前掲暴動記・三九頁、四〇頁)とされている。しかし、佐藤茂吉については「連判状によつてカナエ村佐藤茂吉(三四)」も就縛した(前掲書・三六頁)ともいわれている。なお、戸巻駒吉が、何時、何罪で処刑されたかも明らかでない。

さらに、十四年七月七日秋田県大書記官小野修一郎から田中司法卿への報告には「暴動之際主立者佐々木倉之助高橋久米吉並醍醐村藤原多左衛門殺害セシ人名ノ内丹源吉佐藤石蔵高橋専治等ハ逃走未タ就縛不相成候」(全文は次節本文に後掲)とあり、また十五年七月十四日芹沢判事から大木司法卿への上申に「共犯人等ノ中高橋象吉、丹源吉、高橋専治、佐藤石蔵ノ四名其他共犯人ノ供状等ニ散見スル者共ニテ本件関係ノ者等当今逃亡捜査中ニ付追テ捕縛送致ノ上ハ審問ノ上更ニ上申可致見込ニ有之候」とある。こゝの者が、その後検挙された記録は見当らない。

おそらく逃げきつたものと思われる。因みに、この秋田事件にかぎらず、当時の国事犯事件にはかなりの逃亡者があり、警察力のよわい北海道方面は絶好の逃げ場所であつたようである。例えば秩父事件の主謀者井上伝蔵が偽名を使つて逃走、大正七年六月二十三日、北海道野付牛で病死の直前、本名を名のり、自己の経歴を告白したという出来事もある（大正七年七月八日東京朝日新聞・白柳秀湖「陰謀騒擾実話」・「明治大正実話全集」第十巻・二四七頁より引用）。先年、私が渡米の折、ロスアンゼルス在任の桑月文方氏から聞いたところによると、戦時中、日本人抑留所にアラスカ方面から送られてきた男の老人の一人の団があり、この人達はアラスカ現地人と結婚して長年生活していたため、日本語も十分に話せず、明治年間の国事犯逃亡者であると噂されていたとのことである。北海道―カラフト―カムチャツカ―アラスカの逃走経路は十分に真実性があると思われる。秋田事件関係者が、その中にいなかったとは断定できない。

### 三 秋田事件の裁判

#### 一 裁判管轄の問題

まず、なぜ弘前裁判所秋田支庁―秋田始審裁判所が、その管轄裁判所に指定されたかの問題を検討したい。

平鹿郡下において相次いで発生した強盗事件の背後に、内乱陰謀があることを探知した秋田県庁は、いち早く六月十四日、事件の概況を、司法省へ報告したようであるが、その内容は伝えられていない。関係者の逮捕も大体終り、警察の取調も一応終つた翌七月七日、秋田県庁は次のような第二報を司法省へ送り、その指示をおおいだ。国事犯の場合は、「各検事ヨリ速ニ司法卿ニ具上シ一面処分ヲ行ヒ一面指揮ヲ乞フ」（十年二月十九日太政官より司法省へ達検事章程第四条）規定のところ、当時、秋田県を管轄した弘前裁判所秋田支庁には検事がまだ置かれず、司法警察事務はすべて秋田県に委任されていた（十四年五月十七日秋田県へ司法省達）。それがため、秋田県より司法卿へ事件の上申が行われたのである。

#### 暴動犯処分方之義ニ付函

本県平民柴田浅五郎会長ニテ予テ認可セシ立志会員中之者共明治十四年六月九日夜持兇器強盗ノ願末客月十四日付ヲ以テ概略及上申目今就縛候者五十名有之一応取調タル各自ノ口供ニヨレハ兇徒衆集ノ様ニモ相考候得共別紙浅五郎口供之通軍旗或ハ印判等整理セシメタルハ

愚民ヲ蠢惑シ社資ヲ欺取セントスルノ策ニ出テ毫モ不軌ヲ謀ルノ念慮無之旨供出スルモ其指揮ヲ受ケタル者共ニ於テハ淺五郎一言ヲ信シ全ク政府ヲ顛覆シテ応分之立身ヲ得ントスルノ念慮ヨリ已ニ暴挙ヲナセシモノナリ由之觀之仮令淺五郎カ不軌ヲ謀ル念慮ナシト申立ルモ別紙図面ノ如ク既ニ軍旗ヲ整ヒ紙幣ヲ贋造スルノ印判ヲ彫刻セシメタルモノナレハ常事犯トハ見做難カル可シ其性質國事犯ニ抛ルヘキモノト思量致候依テ淺五郎外主立者八名ノ口供写其他書類相添処分方相伺候条至急御指揮相成度候也

秋田県令石田英吉代理

明治十四年七月七日

秋田県大書記官 小野修 一郎

司法卿 田中不二麻呂殿

追テ暴動之際主立者佐々木倉之助高橋久米吉並醍醐村藤原多左衛門殺害セシ人名ノ内丹源吉佐藤石蔵高橋專治等ハ逃走未タ就縛不相成候条此段副申候也

この上申に接した司法省では、十四年七月二十日、刑事局長鎌田景弼（司法権大書記官）が、次のような太政官への伺の稟議書を司法卿に提出、その決裁をもとめた。

別紙秋田県下立志会ノ者兇暴ノ件左ノ通太政官へ相伺可然候哉

伺案

秋田県大書記官小野修一郎ヨリ同県下立志会ノ者兇暴ノ所為ニ付別紙ノ通伺出候右ハ持兇器強盜ヲ以テ論シ地方裁判所ニ任シ処断セシメ相当ト考量候得共兇器ヲ購買シ紙幣ヲ造ルノ準備ヲ為シ旗幟ヲ調製スル等ノ事アリ且今般ノ暴挙其因テ起ル所通常ノ強盜ト稍異ナル所アリ將又該県官ノ意見モ之レアルヲ以テ書類相添伺候間至急何分ノ御指令有之度候也

司法卿 田中不二磨

太政大臣 三条 美殿

田中司法卿は、むれに対して直に可否の決裁をあたえず、「要会議」と指示した。この「会議」というのは、省内議事局



の会議を意味する。

議事局は明治十三年四月二十二日に設けられた局であるが(同日司)、その職掌は「諸局課長ヨリ司法卿ニ進達スル文書中

事ノ重要ニ係リ若クハ疑難ニ渉ル」ため「其主務ノ局課長ニ於テ「請會議」ノ印ヲ捺シタ」案件または「諸局課長ヨリ司法

卿ニ進達スル文書中司法卿ニ於テ會議ヲ要スヘキト認ムル」案件について、會議を開くことであつた(十三年八月三十一日司法

第二)そして司法卿は「隨時其議席ニ臨ミ」會議の結果に「裁決」をあたえる規定であつた(前掲仮規則

第七、第六)すなわち、田中司法卿は、前掲鎌田局長の稟議書に対し、そうした「會議ヲ要スヘキト」判断したわけであつた。

議事局會議の構成メンバーは、はじめは「司法省内各局課長」(前掲仮規則

された書記官をも加えられた(同月十三日)。また、議事局はただ會議を開くだけの機関であつたから、局長は存在せず、會議

の「事務ヲ掌理」する理事員のみが置かれていた(十三年八月三十日)。明治十四年八月の「官員録」によると、当時の司法省に

は、大書記官として三好退蔵、松岡康毅、権大書記官として高木秀臣、黒川誠一郎、鎌田景弼、少書記官として鷲津宣光、

浦春暉、権少書記官として三条公恭が在職しているから、これらの人々が議事局會議の構成メンバーであつたと推定される。(6)

さて、田中司法卿の指示にもとづき、鎌田局長の稟議書に対する議事局會議は、当然開会される筈であつたが、あたかも

暑中休暇中であつたため、會議を省略し、便宜の処置として、七月二十七日附回覽文書を以て各員の意見が徴された。

その結果をまとめた八月一日附「秋田県伺立志会ノ者持兇器暴動処分ノ件」と題する文書によると、「持兇器強盜ヲ免カ

レサル者ニ付地方裁判所ニテ処分スヘキ事 但太政官ノ伺ヲ要セス」とするのは、三好、松岡両大書記官、「太政官へ伺出

ツヘキ事」とするのは鎌田権大書記官で、専ら「国事犯ニテ伺出ヘキ事」とする意見はない。三好の意見は「到底常事犯ヲ

以テ処分スヘキモノナレハ伺ヲ経ス直チニ指令相成方可然歟如何トナレハ数十人ノ連累ヲ長ク拘留シテ太政官ノ指令ヲ待ツ

ハ却テ事ヲ大クスルノ恐レアルヲ以テナリ」というのである。高木権大書記官は「持兇器強盜ヲ以テ論シ地方裁判所ノ所管

ニ附スルヲ相当ト思考ス何トナレハ其所為現ニ強盜ヲ働クヲ以ナリ且假令軍旗調製貨幣製造等ノ用意ヲ為スアルモ全ク愚民ヲ蠱惑シ悪徒ヲ聚集スルノ手段ニシテ其性質国事犯ヲ以テ論ス可キ者ニ非スト信ス」と述べ、三好、松岡らの意見に同調したのでわからない。このように、議事局会議の有力メンバーの意見としては、太政官へは伺出ず、単なる強盜事件として迅速簡便に取扱う主張が多かつたようである。これらの見解では、柴田らの内乱予備行為は兇戯にひとしききものと判断し、単なる強盜事件で処罰すれば事足りると考えたのであろう。たしかに、そうした見方も一つの見識ではあつた。

ところが、田中司法卿は「太政官への伺出」という鎌田の見解——それはおそらく議事局会議の少数意見と思われるが——に賛成の裁決をあたえた。彼としては、いやしくも国事犯の兆候ある場合は、たとえ事件の内容は微々たるものであるにせよ、すべて太政官の指令をうけて処理する方が、自己の職責からみて無難の途と考えたのかも知れない。

それがため、八月四日、鎌田局長起案の前掲伺書が、田中司法卿から太政官へ提出された。太政官は約二ヵ月を経た十月三日、ようやく次のごとき指令を司法省へ達した。指令のおくれた理由の一つは、暑中休暇中の伺であつたためと思われる。

#### 太政官指令

伺ノ趣該凶ノ儀ハ地方裁判所ニ付シテ審理セシメ其罪質国事犯ト見込者ハ証憑ヲ具状シ上裁ヲ經テ処断シ其常事犯ニ止ルモノハ直チニ相当ノ処分ニ及フヘシ

明治十四年十月三日

太政官がこの指令を発するについては、参事院の議を徴したと思われるが、その内容は明らかでない。また、内務省からもおそらく事件の報告は、太政官へ提出されていたことと思われる。太政官は、諸般の状勢を考慮して、そうした指令を発したにちがいないが、ここに、国事犯に対してはいささかもゆるがせにしない政府の断乎たる弾圧方針をくみとることがで

きん。

この太政官指令をうけた司法省は、秋田県に対し「伺ノ趣地方裁判所ニ付シ審判セシム可シ但国事犯ト国事犯ニ非サルトハ裁判官ノ見込ニ任ス可シ」と指令し、他方、弘前裁判所秋田支庁に対しては、次のような通達を發した。

秋田県下立志会ノ者暴動一件ニ付同県官ヨリ処分方ノ儀伺出候ニ付其裁判所ニ付シ審判セシム可シト指令及置候条其庁へ送付候ハ、其罪質国事犯ト見込者ハ証憑ヲ具状シ上裁ヲ經テ処断シ其常事犯ニ止ルモノハ直ニ相当ノ処分ニ及フ可シ此旨相違候事

明治十四年十月八日

司法卿 田中不二磨

かくして、秋田事件の審理は、(一)弘前裁判所秋田支庁の所管とすること、(二)国事犯の者は上裁をえて処断すること、(三)常事犯すなわち強盗犯だけの者は普通犯罪同様に処断すること、この三方針が確定したのである。

元來、国事犯事件の審理に対する明治政府の方針には、終始一貫した流れがあつた。それは、普通犯罪と異なり、特別裁判所によつて処断するという原則である。明治四年十二月、愛宕通旭、外山光輔らの政府顛覆陰謀事件を、特命を以て司法省自ら裁判したのが、その嚆矢である。<sup>(8)</sup>

明治五年八月三日、江藤新平司法卿によつて「司法省職制章程」<sup>(太政官より司法省へ達)</sup>が制定せられた際、司法省臨時裁判所が設けられたのは、そうした方針の最初の成文化であつた。それは「凡国事ノ大事ニ関スル事件及裁判官ノ犯罪ヲ審理ス」る裁判所で、「平常官員ヲ設ケス臨時判事ヲ以テ之ニ充ツ」るのである<sup>(前掲章程第四、四条第四五條)</sup>。例えば明治七年七月、岩倉具視襲撃事件<sup>(赤坂噴連の姿)</sup>を審理したのは、この裁判所であつた。

明治八年四月一日、大審院が設けられたが、その章程<sup>(八年五月二十四日太政官布告第九十一号)</sup>によると「国事犯ノ重大ナル者及内外交渉民刑事件ノ重大ナル者ヲ審判ス」<sup>(第六條)</sup>る権能も有した。大審院の特別権限事項であり、その裁判は一審にして終審である。<sup>(9)</sup>大

審院がこの裁判を行う場合は、従前通り「臨時裁判所」と称し、必要に応じて犯罪地に出張して開廷する場合もあつた。明治九年神風連の騒乱、秋月の乱あるいは前原一誠の乱に際し、それぞれ熊本、福岡、萩に設置された臨時裁判所が、それである。

ところが、十年二月十九日、裁判所機構の改正が行われ(太政官布告第十九号)、大審院章程第六条から「国事犯ノ重大ナル者」が削除された。大審院の特別裁判権は、これによつて消滅した筈であるが、実際には、個々の国事犯事件について、司法省は太政官の指令をおおぎ、従前通り臨時裁判所を開いて処理した。例えば西南の役の裁判は、十年四月、福岡に臨時裁判所を設け、また十一年五月、大久保利通殺害事件のための臨時裁判所を大審院内に開いたのは、その例である。

このように、国事犯の裁判は、特別裁判所を設けて審理するのを原則としたが、国事犯事件は全てそうするというのではなく、例外があつたことを注意すべきである。八年四月の前掲大審院章程が「国事犯ノ重大ナル者」(傍点)と述べているごとく、国事犯でも軽微なるものは、かならずしも特別裁判所を設けず、犯罪地の普通裁判所に特命を以て審理させていた。例えば十二年一月、熊本鎮台の顛覆を企図した高神党の一派が、同年四月二十七日、熊本裁判所によつて処刑されたときは、その適例である。<sup>(11)</sup>この場合、臨時裁判所を開くべきや否や、すなわち国事犯として「重大」か否かの判定は、司法省の上申にもとづき、太政官の裁定する問題であつたことはいうまでもない。

秋田事件の管轄が、弘前裁判所秋田支庁に決定したことは、太政官が同事件を臨時裁判所を開いて審理するほど重大ではないと判断したことを意味する。しかし、その裁判は普通裁判とは異なり「上裁」を得て行うことが要求されており、その点では完全な「行政府直属の裁判」<sup>(12)</sup>であつたといえる。もちろん、当時は司法権の独立なき時代であつたが、それでも多少の自由裁量の権限が各裁判所にあたえられていた。例えば地方裁判所支庁では「刑事懲役以下」<sup>(13)</sup>は専断がゆるされていたのである。しかし、獨事犯に関するかぎりは、そうした専断はみとめられず、すべて「上裁」すなわち司法省を通じて太政官

の裁許をうけ、しかる後にはじめて刑の宣告ができたのである。こうした裁判では、担当裁判官に与えられた任務は、太政官あるいは司法省の意向を体し、その範囲内でいかに法律を操作するかにすぎなかつた。

秋田事件に対し、太政官あるいは司法省の意向がどのように展開したか、それに対し担当裁判官がどのような動きを示したか、その詳細は、次款において考察することにしたい。

なお、秋田支庁が審理を開始した直後、すなわち十五年一月一日、治罪法が施行され、裁判所の機構と、刑事裁判手続には大きな変化がもたらされた。それによつて、秋田支庁は秋田始審裁判所に改組され、また、内乱罪はすべて高等法院<sup>(14)</sup>の所管とされたのである。しかし、秋田事件の審理にはいささかも変更をみなかつた。なぜならば、治罪法施行に先立つ十四年十二月二十八日太政官布告第八十二号を以て、「大審院各裁判所ニ於テ明治十四年十二月三十一日以前審理ニ着手セシ刑事ハ十五年一月一日以後ト雖モ治罪法ニ拘ハラス仍ホ従前ノ規則ニ従ヒ処分スヘシ」と規定されていたからである。かくして秋田事件の審理は、秋田支庁の後身たる秋田始審裁判所において、治罪法によらずして進行したのである。<sup>(15)</sup>

(1) 横手警察署長佐々木警部から、立志会員暴動に関する第一報は、須藤六郎左衛門宅強盗事件の翌六月九日、横手電信分局より秋田県警察本署に発せられている。また、秋田県は司法省への報告に先立ち、内務省へ報告したらしく、六月十三日には警保局の係員が横手警察署に視察のため到着している(佐々木警部前掲回顧談・田中・前掲秋田事件(一)・前掲日本歴史十月号・八〇頁、八二頁)。

(2) 秋田県における刑事、民事の裁判事務は、創設以来、県の聴訟課において行われていたが(明治九年二月二十九日、秋田県触示第八二番を以て秋田県裁判所と改称)、九年九月十三日、各府県裁判所の廃止にとまない、青森裁判所秋田支庁が同年十月二十六日に開庁した。翌十年三月二十九日、青森裁判所は弘前に移転したため、弘前裁判所秋田支庁と改称した(「秋田県史資料」明治編上巻・四二二頁)。これは秋田裁判所とも呼ばれたようである(「司法沿革誌」・七九九頁)。十七年一月十八日、山田司法卿より太政官への文書にも「秋田裁判所」の名称がみられる(本稿四三頁参照)。地方裁判所とその支庁は共に「府県裁判所章程」に準拠して裁判事務を行うのであつて(九年九月二十七日司法省達第十六号)、その権限はほとんどがわなない。それがため、「秋田支庁」があたかも独立の地方裁判所のごとく「秋田裁判所」とも呼ばれたのである。なお、支庁の権限については註(13)参照。

(3) 明治十一年十二月六日の秋田県分課職制によると、警察所檢察係の職掌に「司法警察の事」「犯人を推問し及求刑、処分の事」(傍点)とある

(前掲興史資料・明治編上巻・四四七頁)。検事が置かれていない地方は、警察官が検事の職務を代行していたのである(七年十月三日太政官達第三百三十二号、八年十二月十九日司法省達第四十四号および九年一月二十二日司法省達第十一号)。因みに警察所は、十三年四月二十二日、警察本署と改称された(前掲興史・第四冊・五五頁)。その後、十四年五月十七日、弘前裁判所に検事が配置されることになった(司法省達丙第九号)際にも、秋田支庁には相変らず検事は置かれなかつた。当時、検事の数が揃わなかつたため、主要なる裁判所以外は、検事を配属しなかつたのである。

(4) 議事局の職掌については、「法規分類大全」官職門・官制・司法省(一)・三三二頁以下参照。

(5) 明治十四年八月二日出版「官員録」に拠る。なお、当時の司法省は、刑事、民事、議事の三局、内記、庶務、会計、編纂、生徒、職員、表紀の七課に分かれ、本文で述べる権少書記官以上の者がそれぞれ局課の長であつた筈である(議事局のみは局長なし。また二つ以上の局課長を兼ねる者もあつた)。しかし、鎌田の刑事局長以外は、その氏名をつきとめない。

(6) 司法大輔(細川潤次郎・十四年七月二十七日任)、司法少輔(岸良兼養・同前)は、議事局会議のメンバーではなかつたようである。

(7) この二ヵ月間に、秋田県は司法省に対して三回(八月一日電報、八月六日書簡、九月二十八日電報)、司法省は太政官に対して二回(八月二十日書簡、九月二十九日書簡)、それぞれ指令を督促している。

(8) 尾佐竹猛「明治警察裁判史」・一〇七頁。当時はまだ司法省と裁判所の区別はなかつた。

(9) 染野義信「司法制度(法体制確立期)」・「日本近代法発達史講座」第二巻・一〇八頁。なお、ここで国事犯と呼ばれているものは内乱罪だけではなく、国家的重要犯罪全部を指していた。

(10) 福岡以外に、長崎、山口、宮崎、萩、大分などにも臨時裁判所支所が設けられた。これらの裁判事務は九月に終了、裁判官一同は東京に引きあげ、さらに十一月、元老院に九州裁判事務局を置いて残りの裁判を処理し、十一年六月に終了した(九州臨時裁判所始末・法律新聞第一九九七号・大正十一年七月三日)、十年二月十九日以前は、大審院章程にもとづく大審院の「臨時裁判所」であつたが、それ以後の臨時裁判所は、大審院とは無関係の特別裁判所であつたとみることできる。元老院内に九州裁判事務局がおかれたのは、そうした考慮によるものかも知れない。

(11) 明治十二年四月八日東京日日新聞に拠る。

(12) 染野・前掲書・一一七頁。

(13) 地方裁判所支庁の権限は、地方裁判所のそれと同じく、原則として「府県裁判所章程」(八年五月二十四日太政官布告第九十一号)に拠つた(九年九月二十七日司法省達第六十六号)。同章程に「刑事懲役以下ヲ審判ス」(第一条)、「死罪ハ方案証憑ヲ具ヘ被告人ヲ勾留シ以テ巡迴判事ヲ待ツ」(第四条)、「終身懲役ハ擬律案ヲ具ヘテ上等裁判所ノ審批ヲ取り然ル後ニ決行ス」(第五条)とある。支庁の場合は、「死罪並終身懲役ノ批可」が直接行はず、それは本庁所長の権限であつた(前掲司法省達)。その後、十年二月十九日、地方裁判所章程が定められた折(太政

官布告第十九号、地方裁判所の権限として、前掲府県裁判所の章程のそれを継受したが、第十四条だけは「死罪へ審訊シテ文案証憑及ヒ擬律案ヲ具へ上等裁判所ニ送送シ其行下ヲ得テ宣告ス」と改められた（前掲第一条第五條は変らず）。巡廻判事の制度が廃止されたためである。この時、地方裁判所支庁の権限にふれなかつたので、京都府は翌月二十日、司法省に伺いでたところ、七月七日、同省は「明治九年連第六十六号ノ通心得可シ」と回答した（前掲分類大全・官職門・官制・司法省（一）・一八一頁）。したがつて前に述べた権限がそのままつづいたのである。

(14) 高等法院の設立事情とその権限については、かつて私が詳しく考証したことがある（拙稿「福島事件と高等法院」・本誌第三十二卷十二号・八頁以下参照）。

(15) 始審裁判所は、治罪法上の輕罪裁判所である（第五四條）。したがつて重罪の管轄権はない。しかし、明治十五年前から審理中の事件は、たとえ重罪の場合でも、なお輕罪裁判所の名において裁判を行うものとされた（十五年一月十四日・若松始審裁判所請訓、同年二月一日・司法省内訓「治罪法訓令類纂」・一一三頁）。秋田事件の裁判が（内乱罪、強盜殺人罪は、主として旧刑法上の重罪である）、秋田輕罪裁判所の名において行われているのは、それがためである。

## 二 法律の適用と量刑

前節で述べたごとく、秋田県並びに弘前裁判所秋田支庁に対する司法省の指令、達を以て、裁判管轄の問題が解決したので、秋田県は、次のごとく秋田支庁に書類を送致した。十四年八月二十二日、秋田支庁にはじめて検事が配置されることになつたが（司法）、警察本署から直接に支庁へ書類が送られたことからみると、当時、検事の着任がおくれているものと思われる。<sup>(1)</sup> 検事がおれば、裁判所への書類送致（公訴に当る）は、検事から行われる筈だからである。

本県平民柴田五郎外六拾名暴動之義ニ付処分司法省へ相伺候処別紙写ノ通御指令相成候ニ付關係書類目錄ノ通相添人頭拘留之儘及御引渡候也

明治十四年十月廿一日

秋田県警察本署詰

八等警部 小沢宗央

弘前裁判所長代理

秋田支庁詰

判事補 大庭 機殿

後ちに事件審理の中心となつた判事芹沢政温が名古屋裁判所より転じて弘前裁判所秋田支庁詰となつたのは十月五日附であるが、警察よりの書類送付の宛名が大庭判事補になつてゐることからみると、十月二十一日当時、彼もまだ着任してゐなかつたのかも知れない。

その後、公判が何時から開始され、またそれがどのように推移したか、正確なことは残念ながらわからない。しかし、現存する柴田浅五郎他三名に対する芹沢判事の訊問調書の日附をみるに、十五年二月六日以降、同年七月十四日まで、二月が二回、五月が九回、六月が三回、七月が一回、合計十五回にわたつてゐる。その調書の中には「公廷ニハ検事鈴木恒時立会ヒタリ」と記されているものもあるから、この記録は公判廷のものと思われ<sup>(4)</sup>。とすると、十五年二月以降七月にかけて彼の公判が行われたことだけは確実であろう。その間、他の関係者一同の公判も併せ行われたにちがいない<sup>(5)</sup>。

そして七月はじめ、公判は一応終了したらしく、芹沢判事は、次のごとく審理の結果を司法省へ報告した。弘前裁判所秋田支庁は、十五年一月一日治罪法の施行にともない、前にも一言したごとく秋田始審裁判所に改組され、芹沢判事はその所長に就任してゐたのである。

柴田浅五郎等犯罪処分ノ儀ニ付上申

明治十四年六月中秋田県下立志社ノ者共暴挙ニ及ヒタル事件ニ付其処分ノ儀当時地方官ヨリ伺出候処裁判所ニ付シ審判セシム可キ旨御指  
令有之候由ニテ即チ旧弘前裁判所秋田支庁ヘ其罪實因事犯ト見込ム者ハ証憑ヲ具状シ上裁ヲ経テ処断シ其常事犯ニ止ル者ハ直チニ相当ノ  
処分ニ及フ可キ旨御達相成候付地方官ヨリ送付ノ罪犯示来審理ヲ遂ル処其罪實因事犯ト見込候者ハ柴田浅五郎外十七名<sup>(内常事犯ト俱ニシ  
発ノモノハ名)</sup>



テ其常事犯ニ止ル者ハ山内平蔵外十名ニ有之將タ又柴田甚太郎外三十二名ハ全ク無罪ノ者ト認定候付即チ御達ノ旨ニ遵ヒ常事犯以下直チニ当庁於テ裁判言渡決行致候因テ其國事犯ト見込ム所ノ柴田浅五郎外十七名ハ別冊ノ通意見書及証憑書類ヲ以テ具狀致シ猶當庁於テ直ニ処断セシ常事犯以下ノ供狀及ヒ其裁判言渡按<sup>(6)</sup>トモ為念相添置申候而シテ柴田浅五郎等犯罪ノ要領ハ右意見書ニ述ルカ如クニシテ元來立志社ナル者ハ曾テ其筋ニ届置ク社則ノ通普通ノ結社ニシテ其組織敢テ不正ノ性質ヲ有スルモノニ無之故ニ該社員連名簿ニ登記スル人名中ニハ聊カ資産若クハ見識ヲ有スル者モ有之是等ノ者ニ於テハ悉ク浅五郎ノ非辜ニ附加シタルニ非ラス要スルニ浅五郎自ラ立志社ノ權柄ヲ握リ一方ニ向テハ社則ノ如ク事ヲ執行シ一方ニ向テハ蠢愚ノ社員ヲ煽動シ自己ノ謀議ニ付加セシメタルモノニシテ此等ノ徒ハ概シテ己レカ郷閭近傍ノ者タルニ過キス因テ本原立志社ノ組成及ヒ其社員ノ者ヲ除ノ外<sup>(7)</sup>ニ於テハ予メ内乱ノ陰謀等ニ干与セル等ノ景狀ハ毫モ無之モノニ候条御参考ノ為メ此旨開陳シ明治十四年十月八日前頭旧弘前裁判所秋田支庁へ御達ノ旨ニ從ヒ茲ニ一件書類取纏別紙目錄相添此段上申仕候也

明治十五年七月十四日

秋田始審裁判所長

判事 芹 沢 政 温

司法卿 大 木 喬 任殿<sup>(7)</sup>

追テ本文國事犯ト見込上申候者ノ中小松捨次郎ハ保釈ヲ聴シ他十七名ハ秋田県監獄本署監倉ニ留置候条此段申添候也

この上申書に添附された芹沢判事の「意見書」は、犯罪事実の認定、それに対する法律の適用、刑の量定を詳述したものである。その中、まず事実の認定に関する要点を掲げれば、次の通りである。

(一) 芹沢判事の見解によると、内乱陰謀の性格をきわめて幼稚なものと断定している。柴田について「政府ヲ顛覆センコトヲ企テタル首魁ニシテ其所為ハ兵器ヲ準備シ其他内乱ノ予備ヲ為スニ止リタル者ナリ」としてはいるが、「与ニ其謀議スル所ノ者ハ尽ク恒産ナキ無智蒙昧ノ徒タルニ過キス本犯浅五郎カ之ヲ利誘スルニ已レ一区ノ長ト<sup>(8)</sup>為リタル後永ク禄秩ヲ給与スヘシト虚誕妄語ヲ吐キ僅カニ以テ之ニ応スルニ至ラシメル者ニシテ其所業ノ拙陋ナル恰モ兒戯ニ異ナラス是

ニ由テ之ヲ觀レハ国会請願ノ採用ナラサルニ因リ早晚必ス変乱ノ起ルコト疑ヒナシト妄測シ之レカ準備ヲナシタル者ニシテ固ヨリ卓然一方ニ独立シ内乱ヲ起サン為メ之レカ企図ヲナシ之レカ予備ヲ為シタル者ト情状自然ニ徑庭アリ」といふのである。この立場にたてば、情状酌量の余地大いにありと考へたにちがいない。

(二) 次に、芹沢判事は、関係者一同が、秋田警察本署においてなしたる陳述は、全般的に「自由任意」のものではなかつたと認定した。それがため、警察側の取調の結果と、かなりの点で事実の認定がくいちがつている。警察の取調では、藤原多左衛門宅強盜殺人は、「金銭ヲ掠奪ス可シ若シ拒ムトキハ切殺シ可旨」の柴田指令によつて行われたことを、館友蔵が自白し（館警察調書・十四年六月十一日）、川越庫吉（川越警察調書・十四年六月十七日）、柏木第六（柏木警察調書・十四年六月十六日）もまた同じ事実を述べている。そして彼等三人いずれも殺人の事実もみとめたのである。ところが、芹沢判事の訊問に対しては、三人共に揃つて、殺人の事実を否認し、警察での自白は、拷問のためであつたと主張した。例えば、川越は「警部佐々木真綱ノ訊問ヲ受タルトキ柵欄ノ下ニ自分ハ立居リ警部ハ自分ト相對シテ高キ処ニ座ヲ構ヒ一々訊問ヲナサル、故自分ハ實際ノコトヲ以テ答言シタリト雖モ皆嘘ナリトテ聞容レス忽チ長キ棒ヲ振り上自分カ肩ノ辺リヲ打付タリ続イテ巡查ハ傍ヲヨリ短キ棒ヲ執テ無暗ニ自分ヲ打擲シタル為メ苦痛ニ耐ヘス目モ闇ミ心モ定カナラス」（川越法廷調書・十五年五月二十七日）、柏木は「警察署ノ取扱苛刻ニシテ殆ント殴打拷責ノ苦痛ニ堪ヘサル云々」（柏木法廷調書・十五年六月一日）と述べている。芹沢判事は、法廷における陳述をそのまま採用し、川越、館、柏木三名の殺人を否定し、彼等が、強盜未遂を行つたことだけをみとめた。また、柴田の教唆については、強盜の教唆だけをみとめ、殺人の教唆は否定した。強盜殺人の教唆をみとめた川越、館、柏木の警察における自白は「自由任意ノ陳述ナリト認ムルニ由ナク」としている。さらに、須藤六郎左衛門宅強盜については、柴田の教唆を否定し、それを肯定した館の警察における自白は、「元來横手警察署ノ取調ハ間々事実ニ適応セサル廉アルヲ覚ユ」として、これを斥けている。そして須藤宅強

盗に参加したものととして、館、石渡運動、佐々木熊蔵、柴田善吉、相沢伊助の五名をみとめた。以上が、芹沢判事によつて認定された事実の概要である。これによつてみると、同判事の事実認定は、被告側にきわめて有利なものであつたといえよう。

このように認定された犯罪事実に対し、芹沢判事は、その「意見書」において、法律の適用と量刑を行つてゐるわけであるが、これを被告別に表示すると、次の通りである。

前註(1) 事件は、明治十五年一月一日の旧刑法施行前に発生し、施行後に裁判をうけるわけである。したがつて旧刑法第三条第二項「若シ所犯頒布以前ニ在テ未タ判決ヲ經サル者ハ新旧ノ法ヲ比照シ輕キニ從テ処断ス」に該当する。ここに「新旧」二法の「比照」の問題が発生する。

前註(2) 強盗罪と内乱罪の併合の場合、旧刑法は吸収主義であるから、その重き方一罪で罰せられる点を(第一〇〇条)、注意すべきである。この点は、旧刑法以前の改定律例(第七一条)においても同様である。

柴田 浅五郎		氏名		罪種	
新法 (旧刑法)	旧法 (新律)	新法 (旧刑法)	旧法 (新律)	適用条文	適用条文
なし	なし	内乱	陰謀	適用条文	適用条文
右による	重禁獄	量刑	刑	適用条文	適用条文
明治十年第二 五号布告・改 正強盜律第二 項	重懲役	適用条文	量刑	適用条文	適用条文
懲役終身	重懲役	適用条文	量刑	適用条文	適用条文
重懲役十年					

石渡 運助		佐々木 熊蔵		柴田 善吉		相沢 伊助	
新法	旧法	新法	旧法	新法	旧法	新法	旧法
一一二五 九八〇九 一四	なし	一一二五 九八〇九 一四	なし	右による 九月十五日以下 下懸禁錮	右による	なし	なし
三七八 三九九第一 一一三I	明治十年第二 五号布告・改 正強盜律第二	三七八 三九九第一 一一三I	明治十年第二 五号布告・改 正強盜律第二	懲役十年	懲役十年	三七八 三九九第一 一一三I	明治十年第二 五号布告・改 正強盜律第二
三七八 三九九第一 一一三I	懲役十年	三七八 三九九第一 一一三I	懲役十年	有期徒刑	懲役終身	三七八 三九九第一 一一三I	明治十年第二 五号布告・改 正強盜律第二
重懲役十年	重懲役十年	重懲役十年	重懲役十年	有期徒刑十 三年	有期徒刑十 三年	重懲役十年	重懲役十年



小松捨次郎	阿部久吉	
	新法 (同前)	旧法 (同前)
新法 (同前)	一一二一 二二一 九八五 〇九〇	なし
なし	なし	なし
右による	右による	右による
軽禁錮一年	軽禁錮一年二月	
軽禁錮一年		

後註(1) 新法すなわち明治十五年刑法の關係条文を次に掲げよう。

第一二一条 政府ヲ顛覆シ又ハ邦土ヲ僭竊シ其他朝憲ヲ紊乱スルコトヲ目的ト為シ内乱ヲ起シタル者ハ左ノ區別ニ從テ処断ス

一 首魁及ヒ教唆者ハ死刑ニ処ス 二 群衆ノ指揮ヲ為シ其他枢要ノ職務ヲ為シタル者ハ無期流刑ニ処シ其情輕キ者ハ有期流刑ニ処ス

三 兵器金穀ヲ資給シ又ハ諸般ノ職務ヲ為シタル者ハ重禁獄ニ処シ其情輕キ者ハ輕禁獄ニ処ス 四 教唆ニ乘シテ附和隨行シ又ハ指揮ヲ

受ケテ雜役ニ供シタル者ハ二年以上五年以下ノ輕禁錮ニ処ス

第一二五条 兵隊ヲ招募シ又ハ兵器金穀ヲ準備シ其他内乱ノ予備ヲ為シタル者ハ第二百一条ノ例ニ照シ各一等ヲ減ス

内乱ノ陰謀ヲ為シ未タ予備ニ至ラサル者ハ各二等ヲ減ス

第六八条 国事ニ関スル重罪ノ刑ハ左ノ等級ニ照シテ加減ス

一 死刑 二 無期流刑 三 有期流刑 四 重禁獄 五 輕禁獄

第六九条 輕懲役ニ該ル者減輕ス可キ時ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ処スルヲ以テ一等ト為ス

輕禁獄ニ該ル者減輕ス可キ時ハ二年以上五年以下ノ輕禁錮ニ処スルヲ以テ一等ト為ス

第七〇条一項 禁錮罰金ニ該ル者減輕ス可キ時ハ各本条ニ記載シタル刑期金額ノ四分ノ一ヲ減スルヲ以テ一等ト為シ其加重ス可キ時ハ亦四分

ノ一ヲ加フルヲ以テ一等ト為ス

第八九条 重罪輕罪違警ヲ分タス所犯情狀原諒ス可キ者ハ酌量シテ本刑ヲ減輕スルコトヲ得

法律ニ於テ本刑ヲ加重シ又ハ減輕ス可キ者ト雖モ其酌量ス可キ時ハ仍ホ之ヲ減輕スルコトヲ得

第九〇条 酌量減輕ス可キ者ハ本刑ニ一等又ハ二等ヲ減ス

第一〇五条 人ヲ教唆シテ重罪輕罪ヲ犯サシメタル者ハ亦正犯ト爲ス

第一一二条 罪ヲ犯サントシテ已ニ其事ヲ行フト雖モ犯人意外ノ障礙若クハ舛錯ニ因リ未タ遂ケサル時ハ已ニ遂ケタル者ノ刑ニ一等又ハ二等ヲ減ス

第一一三条一項 重罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ前条ノ例ニ照シテ処断ス

第一〇八条 事ヲ指定シテ犯罪ヲ教唆スルニ当リ犯人教唆ニ乘シ其指定シタル以外ノ罪ヲ犯シ又ハ其現ニ行フ所ノ方法教唆者ノ指示シタル所ト殊ナル時ハ左ノ例ニ照シテ教唆者ヲ処断ス

一 所犯教唆シタル罪ヨリ重キ時ハ止テ其指定シタル罪ニ從テ刑ヲ科ス 二 所犯教唆シタル罪ヨリ輕キ時ハ現ニ行フ所ノ罪ニ從ヒ刑ヲ科ス

第三七八条 人ヲ脅迫シ又ハ暴行ヲ加ヘテ財物ヲ強取シタル者ハ強盜ノ罪ト爲シ輕懲役ニ処ス

第三七九条 強盜左ニ記載シタル情状アル者ハ一個毎ニ一等ヲ加フ

一 二人以上共ニ犯シタル時 二 兇器ヲ携帯シテ犯シタル時

第一〇〇条 重罪輕罪ヲ犯シ未タ判決ヲ經スニ罪以上俱ニ免シタル時ハ一ノ重キニ從テ処断ス

重罪ノ刑ハ刑期ノ長キ者ヲ以テ重ト爲シ刑期ノ等シキ者ハ定役アル者ヲ以テ重ト爲ス

輕罪ノ刑ハ其所犯情状最重キ者ニ從テ処断ス

後註(2) 旧法すなわち新律綱領、改定律例の關係条文を次に掲げよう(兩者は、併行的に施行されていた)。

明治十年三月二日太政官布告第二十五号(改定律例第二七条の改正法)

凡強盜兇器ヲ持セス人ヲ殺傷スル者ハ皆斬絞ニ処スル律ヲ改メ殺ス者ハ斬傷スル者ハ懲役終身

其兇器ヲ持スル者ハ財ヲ得スト雖トモ首ハ絞從ハ懲役終身改テ首ハ懲役終身從ハ懲役十年財ヲ得ル者ハ皆斬改テ皆懲役終身其財ヲ得スト雖トモ人ヲ殺傷スル者亦同シ改テ殺ス者ハ皆斬傷スル者ハ皆懲役終身

明治七年十二月十八日太政官布告第三百三十四号(改定律例第九九条に追加)

凡罪ヲ断スル正条アリト雖所犯情状輕キ者ハ仍ホ情法ヲ酌量シテ輕減スルコトヲ聽シ減シテ五等ヲ過ルコトヲ得ス

改定律例第七一条 凡二罪以上俱ニ免覺スレハ一ノ重キヲ以テ論シ各等キハ一ニ從テ科ス(下略)

後註(3) 新旧法比照の場合の重輕の區別は、明治十四年十二月二十八日太政官布告第八十一号によるが、その内容は省略した。

この法律の適用について、法律技術的な面から、若干の検討を加えてみたい。

(一) 旧刑法の施行前は、内乱罪に関する成文刑事法は存在しなかつた。それがため、個々の事件ごとに、太政官の決裁を経て量刑を決定したのである。前註で述べたごとく「新旧ノ法」を「比照」する場合、当然、旧刑法施行前の量刑を決定し、それと、旧刑法における量刑を比較して、その「輕キニ從テ処断」(旧刑法第三條)すべきである。ところが、芹沢判事によると、「国事ニ関スル罪ハ旧律比照スヘキ正条ナキヲ以テ新法ニ依ル」としている。成文刑事法が存在しないからといつて、比照すべき「旧律」がないとはいえない。もしも、芹沢判事のように理解し、内乱罪に対してすべて旧刑法を適用するならば、旧刑法の遡及効をみとめることになり、その第三條「法律ハ頒布以前ニ係ル犯罪ニ及ホスコトヲ得ス」に違反する。この点、芹沢判事は、法律の操作を誤つたものといわねばならない。

(二) 被告の中には、内乱罪と強盜罪と「數罪俱發」(併合罪)の者がふくまれている。前註でも一言したごとく、改定律例および旧刑法ともに吸収主義であるから、いずれも重い方の一罪で「処断」(旧刑法第一〇〇條)改定律例第七一條)されるわけであるが、その場合の「新旧」法の「比照」の方法が問題である。これには、二つの方法が考えられる。まず、旧法における甲乙二つの犯罪の刑を、それぞれ別に決定し、それを比較して、その「重キ」にしたがい、一つの刑を確定する(旧法時代に処罰されたとすれば、この刑が科せられたわけである)。次に、新法における甲乙二つの犯罪の刑を、それぞれ別に決定し、それを比較して、その「重キ」にしたがい、一つの刑を確定する(新法によつて処罰されるとすれば、この刑が科せられるわけである)。その上で、新旧二法の確定された刑を「比照」し、その「輕キ」方を採る(旧刑法第三條二項)これが最終的な確定刑である。以上が、第一の方法である。これに対して、第二の方法は次の通りである。甲の犯罪に対する旧法の刑と、新法の刑とを別に決定し、それを「比照」して「輕キ」方を採る。次に乙の犯罪に対する旧法の刑と、新法の刑とを別に決定し、それを「比照」して「輕キ」方を採る。甲乙二つの犯罪について、それぞれ別に決定した刑を比較して、その「重キ」にしたがう(旧刑法第一〇〇條)これが最終的な確定刑である。



この二つの方法のいずれを採用するかによつて、最終的な刑は、同じ場合もあるが、ちがう場合もある。この問題は、旧刑法施行直後の難問であり、各裁判所によつてまちまちに行われていたが、後ちに、十九年六月四日の大審院判例を以て、第二の方法に統一された。<sup>10)</sup>

さて、芹沢判事の場合はどうか。この「意見書」では、すべて第二の方法が採用されている。しかし、芹沢判事は、後ちに述べる判決においては、両者の方法を併用しているから、この「意見書」で第二の方法を撰んだ理由は、その理論的正当性を確信した結果ではなく、たまたま旧法における内乱罪の刑を決めなかつたため、第一の方法を採ることができず、便宜の処置として第二の方法に依つたものであろう。おそらく、芹沢判事は、この二つの方法が別の結果を生ずる場合を予想しなかつたものと思われる。

(三) 館、柏木、川越の三人が、藤原宅強盗殺人事件に参加したが、殺人の直接加害者ではないと認定したことは、前に述べた。これに対する芹沢判事の法律の適用をみるに、まず旧法の場合、「兇器ヲ持スル者ハ財ヲ得スト雖モ」「従ハ懲役十年」(前掲改正強盗律)を適用し、新法の場合は強盗未遂(旧法第三七八条第三七九条第一二条)としている。しかし、これは法律の適用が誤つている。強盗の共犯の一人が殺人を犯した場合、すべての正犯が、強盗殺人の責任を負うものであることは、改定律例の場合も、旧刑法の場合も<sup>(11)</sup>変わらない。したがつて、旧法としては「兇器ヲ持スル者ハ財ヲ得スト雖モ」「殺ス者ハ皆斬」(前掲改正強盗律)、新法としては強盗殺人で「死刑」(第三八〇条)に該当する筈である。もしも、被告の立場に同情するならば、酌量減輕の方法によるべきであつたらう。

(四) 柴田に対して、藤原宅強盗殺人の強盗教唆のみをみとめたことは、前に述べた。芹沢判事のこれに対する法律の適用をみるに、まず旧法の場合、「兇器ヲ持スル者ハ財ヲ得スト雖モ」「首ハ懲役終身」(前掲改正強盗律)を適用し、新法の場合は、強盗教唆(旧刑法第一〇五条第三三七八条第三七九条)で、その強盗が未遂に終つたから、教唆をうけた正犯が「教唆シタル罪ヨリ輕キ」(第一〇八

条二) 罪を犯した場合に該当し、「重懲役」としている。しかし、これも法律の適用が誤っている。新律綱領は、支那法

系の特長として、数人共犯の場合は、教唆者を首とし、その他の者を従とする(名例律・共犯)。教唆者の責任は、広い範

囲のいわゆる結果的加重犯にまで及ぶのを原則とする。したがって、旧法の適用としては、「兇器ヲ持スル者ハ財ヲ得

スト雖モ」「殺ス者ハ皆斬(前掲改正)」に該当する。「皆」とは「首従ヲ分タヌ」意味である(前掲名例律)。新法の適用として

は、強盗を教唆し、強盗殺人が行われた場合に該当するから、「所犯教唆シタル罪ヨリ重キ時ハ止タ其指定シタル罪

ニ従テ刑ヲ科ス(第一〇八)」により、「有期徒刑(十二年—十五年)」(第三七八条)となる筈である。旧法、新法いずれの場合

にも、それぞれの刑をさらに軽くするには、酌量減輕の方法しかない。

(四) そのほか、明らかな誤りと思われる個所が、若干ある。例えば、川越に対する内乱罪の量刑の「重禁錮」は「輕禁

錮」の誤りであり、また、石渡他三名に対する「重禁錮二年六月」は、「懲役二年半」の誤りである。これらは、前掲

の表に、私の註記した通りである。

以上述べたごとく、芹沢「意見書」には、法律技術的にみて、かなりの問題点をふくんでいる。士族出身で、法律学的素養も十分とは持ち合わせていなかったであろう裁判官が、旧刑法の施行をむかえ、その運用に不手際を示したとしても、蓋し止むをえなかつたかも知れない。しかし、それはそれとして、この「意見書」の全般的傾向をみるに、被告側にかなり有利に事実を認定し、且つ法律を操作していることは否定できない事実であろう。芹沢判事の態度には、すくなくとも国事犯なるが故に、とくに嚴重に彈圧せんとするような様子は、全くみられない。

さて、芹沢判事の上申に接した司法省は、第四局において、太政官への伺いの案文を作成、鎌田局長より司法卿に稟議(14)し、八月四日、その決裁をうけた。その伺いは、次の通りであるが、その内容は芹沢判事の意見をそのまま採り入れたものであつた。(15)

秋田県下憲志会ノ者犯罪処断ノ件ニ付上奏

秋田県下立志会中ノ者柴田浅五郎以下犯罪事件嚮ニ伺ヲ経秋田裁判所ニ於テ審理致サセ候処今般秋田始審裁判所長芹沢政温ヨリ別紙ノ通具状候処右ハ明治十四年中ノ犯罪ニ付同年八十二号布告（本稿二一頁参照）ニ依ルヘキ者ニ有之因テ国事犯ノ廉ハ伺定ノ上刑名ヲ相定可申答ニ候処本件犯罪人ハ国事犯ト常事犯ト並発セシ者ニシテ孰レモ常事犯ノ罪重ク有之候ニ付国事犯ハ旧手続ニ依リ伺定ノ上処刑セラレタル者ノ先例ニ比スルモ之ヲ刑法ニ照スモ輕重ノ差有之間敷故ニ到底常時犯ノ重ニ從ヒ処分スヘキ者ニ付秋田裁判所長芹沢政温具申ノ通国事犯ハ刑法ニ照シ其輕キヲ以テ一ノ重キ強盜罪ヲ科シ可然哉此段相伺候也

明治十五年八月十日

司法卿 大木喬任

太政大臣 三条 実 美殿

ところが、この伺いの提出後、約一カ月を経た九月にいたり、司法省は太政官に要請して、次のごとく伺書の差戻しをうけた。

本年八月十日附ヲ以秋田県下立志会中之者柴田浅五郎犯罪処分方ニ付司法卿ヨリ相伺候処当省都合有之候条一先御下戻相成様取斗有之度此段及御照会候也

明治十五年九月八日

司法書記官

内閣書記官

御中

本文御照会ノ趣ニ依リ書類悉皆及御返付候也

明治十五年九月十一日

内閣書記官

秋田事件裁判考

三五 (三五)

司法書記官

御中

太政官への伺いのやりにおしである。なぜそうした措置が採られたのか、その詳細はわからないが、つづいて通達された司法卿の芹沢判事宛内訓、さらにその内訓を求めた鎌田第四局長の司法卿宛稟議書などによつて、その大要は推察できる。

鎌田局長稟議書

明治十五年九月十三日

別紙秋田裁判所長判事芹沢政温上申ハ秋田県下立志社会員柴田浅五郎外十六名犯罪処断ノ件ニ係ル

右ハ一旦太政官へ上申ノ末御取戻相成再取調ヲナサシム可キ高命アリタルモ其取調ヲ要スルハ柴田浅五郎外三名ニシテ石渡運助外十三名ハ別段取調ヲ要ス可キ廉無之然ルニ拘留空シク日ヲ送ラシムルハ不都合ナルニ付右浅五郎外三名ノ者ニ拘ハラス引離シテ直ニ上申セシメ速ニ判決有之可然考量候因テ左ノ通り内訓相成可然哉仰高裁

内訓

秋田始審裁判所長

判事 芹沢 政温

柴田浅五郎外十六名犯罪<sup>(16)</sup>処断ノ儀ニ付上申ノ趣柴田浅五郎ハ殺害ヲ教唆シ館友蔵川越庫吉柏木第六ノ三名ハ持兇器強盗人ヲ殺シタル者ノ如ク相見候ニ付尚又篤ト取調ノ上更ニ上申ス可シ石渡運助外十三名ハ別段取調ヲ要スル廉無之ヲ以テ右四名ノ者ニ拘ハラス引離シテ直ニ上申スル儀ト心得可シ右及内訓候事

明治十五年九月十五日

司法卿 大木 喬 任

これによつてみると、司法省伺の「取戻」は、司法卿の「高命」によるものであり、その理由は、柴田等四名について

「尚又篤ト取調」<sup>さ</sup>せるためであつた。すなわち、先きへのべた芹沢判事の事実認定に、司法卿が異議を提出したのである。それが全く司法卿の自発的意思のみによつたのか、それとも太政官から非公式な意思表示をうけてそうしたのか、その辺の真相は残念ながらわからない。

柴田等四名の再調を芹沢判事に命じた司法省は、石渡等十四名の処断を分離して、ふたたび太政官へ次のごとく伺い出た。

#### 秋田県下立志会員犯罪処断ノ件ニ付伺

秋田県下立志会員柴田浅五郎以下犯罪事件曩ニ伺ヲ經秋田裁判所ニ於テ審理致サセ候処今般秋田始審裁判所長判事芹沢政温ヨリ別紙ノ通具状候処右ハ明治十四年中ノ犯罪ニ係ルヲ以テ国事犯ノ廉ハ伺定ノ上刑名ヲ定ム可キ者ニ有之然ルニ共犯人ノ内石渡運動外十三名ハ最早取調相済候得共柴田浅五郎館友蔵川越庫吉柏木第六ノ四名ハ常事犯ノ廉未タ審理ヲ尽サ、ル所有之ニ付未タ処断ヲ為シ難ク此カ為メニ石渡運動外十三名ノ処断ヲ相延ストキハ此後空ク未決中ノ拘留ヲ長クシ不都合ナルニ付先以石渡運動外十三名ハ別紙芹沢判事ヨリ差出シタル断罪意見書ノ通処断致度此段相伺候也

明治十五年九月廿二日

司法卿 大木 喬 任

太政大臣 三 条 実 美殿

追テ柴田浅五郎外三名ハ審理済ノ上更ニ可相伺答ニ候事

しかし、この伺いは二カ月を経て、次のごとく太政官によつて拒絶された。

太政官指令

伺ノ趣国事犯ノ罪新旧法ヲ比照スヘキニ付相当ノ刑期取調更ニ可伺出事

明治十五年十二月四日

芹沢判事の断罪意見書は、国事犯の量刑について旧刑法のみに準拠し、旧刑法施行前の慣習法による量刑を定めず、それがため「新旧ノ法」の「比照」がなされていない欠陥を内包するものであつたことは、前に述べた通りである。そうした法律適用上の欠点が、太政官によつて指摘されたわけである。

この指令をうけた司法省は、早速、従来の判決例を調査し、その結果をもとにして十二月十九日、みたび太政官に伺ひ出したのである。

## 秋田県下立志会員犯罪処断ノ件ニ付再伺

秋田県下立志会員柴田浅五郎ノ連累石渡運動以下数名処断ノ儀去ル四日御指令ノ旨ニ従ヒ国事犯従来ノ処断例ヲ調査候処右処断例ニ照セハ藤井善松ハ禁獄五年西田忠五郎ハ禁獄三年石渡運動其余十一名ハ禁獄二年ニテ相当ト考量候何分ノ御詮議ヲ以テ右ノ如ク御裁可相成候ニ於テハ執レモ新法ノ刑輕キニヨリ秋田始審裁判所長判事芹沢政温意見ノ通処断為致度候ニ付速カニ何分ノ御裁令有之度候也

明治十五年十二月十九日

司法卿 大木 喬 任

## 太政大臣 三条 実 美殿

追テ裁判言渡書ニハ旧法ノ刑名ヲモ記載可為致候事

これに対して太政官は、翌十六年二月七日、「伺之通」の指令を發した。事件發生以来、一年八カ月にしてようやく石渡等十四名の処刑が決定したのである。この決定は、司法卿より次のごとく秋田始審裁判所へ通達された。

秋田始審裁判所

秋田県下立志会員柴田浅五郎ノ連累石渡運動以下十三名処断ノ儀太政官へ及上申候処別紙ノ通御裁令相成候ニ付裁判言渡書ニハ比較ス可キ旧法ノ刑名ヲモ記載シ速ニ可致処断此旨相達候事

明治十六年二月廿六日

そして三月十日、秋田始審裁判所（秋田輕罪裁判所）において、判決が言渡された。石渡運動他三名の「重禁錮二年六月」が「懲役二年半」と訂正された<sup>(18)</sup>以外は、すべて芹沢判事の断罪意見書の通りである。<sup>(19)</sup>

これより先、十五年十月二十七日、関係者にして逃亡中の橋本熊五郎が、秋田県警察本署に自首した。この審理も、秋田事件の一部とみなし、治罪法によらずして秋田始審裁判所で行われ、十六年五月四日、芹沢判事から司法卿に断罪意見書が提出された。それにもとづき司法省は五月十五日、太政官に伺いを提出、六月二十一日、「伺之通」の指令を得、翌二十二日、その旨を芹沢判事に通達、六月二十七日、秋田始審裁判所にて刑の言渡が行われた。懲役二年半である。<sup>(20)</sup>

さて、残るのは柴田等四名の断罪である。前述の十五年九月の内訓が発せられてから、荏苒として十カ月の歳月が経過した。そして、ようやく十六年七月二日、芹沢判事は、次のように上申した。

柴田浅五郎外三名犯罪処断ノ儀ニ付具申

明治十四年六月中秋田県下立志社ノ者共暴挙ニ及ヒタル事件ニ付テハ夫々御達ノ旨ニ従ヒ其国事犯ト見込候柴田浅五郎外十七名犯罪処断ノ儀明治十五年七月十四日委詳上申ニ及ヒ候処右犯罪者ノ内柴田浅五郎外三名ハ御内示ノ趣モ有之候ニ依リ仍ホ取調候処別冊意見ノ通知断相成候テ可然モノト見込候条更ニ此段具申候也

但本文ノ通具申候ニ付テハ曾テ御下付ヲ請ヒ候右一件書類更ニ御還付及候尤モ柴田浅五郎外三名ノ者処断ノ儀御達ノ際ハ猶亦御下付有之度候也

明治十六年七月二日

司法卿 大木喬任 殿

秋田始審裁判所長

判事 芹沢政温

この上申書によると、「柴田浅五郎外三名ハ御内示ノ趣モ有之候ニ依リ仍ホ取調候」とある。しかし、司法省の内訓をう

けた秋田始審裁判所が、柴田等四名について公判のやりなおしを行つた記録は残っていない。おそらく被告達に対する再訊問、再取調は行わず、芹沢判事自身が、自己の事実認定を変更したにすぎなかつたものと思われる。身分の保証のない芹沢判事の立場を考えると、たとえどんなに不本意であつたにもせよ、司法卿の内訓をうけた以上は、それを全面的に拒否することは不可能であつたにちがいない。いつてみれば、内訓より再上申までの十ヵ月間は、芹沢判事に取つて、自己の心証と内訓との板ばさみにたつた苦悶の期間であつたろう。

それでは、この上申に添附された「意見書」は、かつて一年前、同じく芹沢判事によつて提出された「意見書」を、どのように変更していただろうか。いま、その異同を掲げれば、次の通りである。

- (一) まず、柴田についてみると、司法卿の内訓が、その「強盗殺人教唆」を示唆していたことは前に述べた。この内訓にもかかわらず、芹沢の「意見書」は、前に提出したものとほとんど変つていない。わずかに異なる点は、内乱罪に関する旧法の量刑を「禁獄十年」と定めたこと、および藤原宅強盗教唆に関する旧法の適用条文を、強盗律による「懲役終身」から「盗賊窩主」(新律綱領)の「凡強盗ノ窩主……若シ同ク行ハス。又贓ヲ分タサル者ハ。徒二年」に変更したことである。この部分の新法の適用は、従前同様に、強盗未遂の教唆である(この点に問題があることは、前に述べた。本稿三四頁参照)。この教唆に関する法律の適用は、新旧両法共に、疑問の余地が多いが、ここで重視すべきはその点ではなく、芹沢判事が司法卿の内訓を敢然として拒否していることである。内訓の企図は、事件の首謀者柴田を「強盗殺人教唆」としてより重く所罰せんとするにあつた。身分の低い一支庁の判事が、司法卿の内訓を拒絶することは、余程の勇氣を必要としたにちがいない。その英断は、十分賞讃に価するものといえよう。

- (二) 館、川越、柏木の三名に関しては、事実の認定並に量刑について、かなり変更されている。まず、藤原宅の強盗事件についてみるに、いずれも「強盗殺人」と断定したが、同時に「酌量減輕」を行つて、死刑を免かれしめている。また



館の須藤宅強盗事件については、大中の「酌量減輕」を行っている。法律の適用の面からいえば、前の意見書に比較して、この方がはるかに筋が通っている。こうした変更の結果、最終的な量刑は、前の意見書の「有期徒刑十三年」よりも一段重くなつて「無期徒刑」となつた。この三名については、司法卿の内訓が、すくなくとも事実認定の点では、そのまま採用されたわけである。

(三) 数罪俱発の場合の新旧二法比照の方法に、二つの措置があることは、前に述べた(本稿三二頁参照)。この「意見書」では、前のそれとは異なり、私のいう「第一の方法」が採用されている<sup>22)</sup>。以前に行われた石渡運動他三名の数罪俱発の判決においては、「第二の方法」が採用されていることから考えると、この問題に関するかぎり、芹沢判事の思考上の混乱は依然としてつづいていたといえよう。

次に、この「意見書」にみられる法律の適用と、量刑を被告別に表記すれば、次の通りである。

氏名		罪種	適用条文	量刑
柴田 浅五郎	新法 (旧刑法)	内 乱 陰 謀	一一二五 九八〇一 〇九一 I I	重 禁 獄
	旧法 (新律綱領 改定律例)		禁 獄 十 年	
藤原宅強盗殺人	新法 (旧刑法)	藤原宅強盗殺人	一一三三 一一七九 一一七五	重 懲 役
	旧法 (新律綱領 改定律例)		徒 二 年	
須藤宅強盗	新法 (旧刑法)	須藤宅強盗		
	旧法 (新律綱領 改定律例)		禁 獄 十 年	
須藤宅強盗	新法 (旧刑法)	須藤宅強盗		重 懲 役
	旧法 (新律綱領 改定律例)		禁 獄 十 年	
		二罪以上俱 發、重きに 從う	新舊比照の 結果、輕き に從う	禁 獄 十 年

館友蔵		川越庫吉		柏木第六	
新法	旧法	新法	旧法	新法	旧法
一一二五 六九〇九 九〇九二	一一二五 六九〇九 九〇九二	一一二五 六九〇九 九〇九二	一一二五 六九〇九 九〇九二	一一二五 六九〇九 九〇九二	一一二五 六九〇九 九〇九二
輕禁錮三年	禁獄三年	輕禁錮三年	禁獄三年	輕禁錮一年 三月	禁獄二年
三八〇 九八九〇	三八〇 九八九〇	三八〇 九八九〇	三八〇 九八九〇	三八〇 九八九〇	三八〇 九八九〇
無期徒刑	懲役終身	無期徒刑	懲役終身	無期徒刑	懲役終身
三七八 三七九第一	懲役二年半				
無期徒刑	懲役終身	無期徒刑	懲役終身	無期徒刑	懲役終身
無期徒刑	無期徒刑	無期徒刑	無期徒刑	無期徒刑	無期徒刑

芹沢判事の上申に接した司法省では、第四局において太政官への伺案が作成され、局長名村泰蔵(司法大書記官)<sup>(24)</sup>から大木

司法卿に提出、七月二十六日、その決裁をうけた。司法省は、芹沢判事の意見書をそのまま上奏し、判決言渡の許しをもとめんとしたのである。前に述べたごとく、芹沢「意見書」には、法律適用上の問題点をいくつかふくんでいた。司法省第四局が、もしも克明にその内容を調査すれば、それらは当然に発見された筈である。それにもかかわらず、司法省において、それらが全く問題とされなかつたのはなぜであるうか。それは、当時の司法省がとくに関心をもつたのは、国事犯人の最終的量刑であり、それをひきだす過程における細かい法律技術上の問題は、ほとんど顧慮しなかつたためであつたと、私は考える。

ところが、この司法省伺いは、その提出が延々六ヵ月間もおくれ、ようやく翌十七年のはじめになつて、次のごとく上奏された。

#### 秋田県下立志会員犯罪処断ノ件ニ付上奏

秋田県下立志会員柴田浅五郎以下犯罪事件竊ニ何ヲ経テ秋田裁判所ニ於テ審理致サセ候処今般秋田始審裁判所長芹沢政温ヨリ別紙ノ通具状候右ハ去ル十五年十二月四日御裁令ノ旨ニ従ヒ国事ニ関スル犯罪モ新旧法ヲ比照シ刑名ヲ擬定シタル者ニ候条何分ノ御詮議ヲ以テ該判事意見書ノ通御裁令相成可クニ於テハ速ニ処断致サセ可申ニ付此段相伺候也

明治十七年一月十八日

司法卿 山田 顯 義

太政大臣 三条 実 美殿

伺いが遅れている間に、十六年十二月十二日、司法卿は大木から山田へ変つていた。ここで、この伺いがとくに遅延した理由を考えてみる必要がある。私は、その原因は、福島事件と高田事件の裁判にあつたと推定する。両国事犯事件は、いずれも明治十五年の刑法、治罪法施行後に発生したので、その裁判は高等法院の所管となり、十六年七月当時、いずれも裁

判進行中であつた。従前の国事犯事件とは異なり、高等法院の裁判であつたから、審理の途中においては、量刑の予定も正確には司法省にわかつていなかったものと思われる。<sup>(25)</sup> 司法省としては、その事件内容の類似性から、兩事件の量刑と、秋田事件のそれとの均衡に、特別の関心をはらう必要があつたにちがいない。福島事件の判決は、九月一日に言渡された。河野広中が軽禁獄七年、花香恭次郎他四名は軽禁獄六年である。さらに十二月十七日、高田事件の判決も行われた。赤井景韶は重禁獄九年である。これを芹沢判事の上申した秋田事件の量刑と比較すると、大体において均衡をえている。否、柴田だけについてみれば——強盜事件がからんだ他の三名は一応別として——むしろ多少重かつたともいえる。この均衡をみて、司法省はようやく秋田事件の伺書提出にふみきつたものと私は考えたい。私のこの推定が正しければ、六カ月の遅延は、司法省が福島、高田兩事件の「判決待ち」をしていた期間であつたといえよう。

二月二十三日、太政官は「伺之通」の指令を發した。この決定は直ちに司法省から秋田始審裁判所へ、次のごとく通達された。

秋田始審裁判所

秋田県下立志会員柴田浅五郎外三名犯罪処分ノ義太政官へ及上申候処別紙ノ通御教令相成候ニ付速ニ可致処断此旨相達候事

明治十七年二月廿八日

司法卿 山田 顯 義

かくして三月七日、秋田始審裁判所は、柴田他三名に対する刑の言渡を行つたのである。判決文の内容は、<sup>(26)</sup>十六年七月二日の芹沢「意見書」を簡略化し、判決態に書き改めたもので、その主旨はいささかも變つていない。事件発生以来、年を閲すること二年九ヵ月、秋田事件の裁判も、ここにようやくその大詰をむかえたのであつた。<sup>(27)</sup>

(一) 秋田支庁に檢査官が置かれた十四年八月二十二日、司法省から秋田県への達に「檢事赴任ノ上ハ該支庁管内司法警察ノ事務都テ右檢事ノ指揮

ヲ受ケ候様云々」等あるから、検事着任までは、相変らず警察官が検事の職を代行すべきであつたことがわかる。

(2) 芹沢政温は旧米沢藩士、明治維新後、米沢藩少参事、置賜県権参事、上杉家家扶などを歴任、九年二月、愛知県七等出仕兼判事としてはじめて司法畑に入り、名古屋裁判所岐阜支庁詰判事を経て、本文で述べたごとく十四年十月五日、弘前裁判所秋田支庁詰判事に転じ、十五年一月一日、治罪法施行に伴う裁判所機構の改革で、秋田始審裁判所長に任ぜられた。その後、東京上等裁判所判事、福井始審裁判所長、福井地方裁判所長等を経て、二十三年の末、大審院判事に昇進、約十三年間在職して三十六年の末、司法界から引退した。時に六十四歳であつた。その後の消息は明らかでない。彼は引退の際、司法官生活の回顧談を行っているが、「前大審院判事芹沢政温氏を訪ふ」、法律新聞第一七七号・明治三十六年十二月十五日）、秋田事件については全くふれていない。

(3) 芹沢判事の前任者である正木丹之助判事は十四年九月（日不詳）に検事に転じて退任した（前掲県史・第四冊・五〇五頁）。芹沢の転任発令は、本文で述べたごとく十月五日であるが、これは秋田事件の管轄を示した太政官指令の二日後である。とすると、秋田事件の審理を考慮し、とくに芹沢判事が抜擢されたとも考えられる。明治九年十二月、三重県飯野郡におこつた農民の大暴動事件が、岐阜県下、愛知県下に波及したことがある。彼はこの事件の裁判に関係したようであるから、あるいはこの経験が買われて選ばれたのかも知れない。

なお、「司法沿革誌」の秋田裁判所（この名称については前款註？参照）の歴代「所長」（支庁の長は、本所長の「代理官」というのが正しい）の人名には、本省保存記録の不備のためか、正木判事が洩れている。それがため、十二年八月、深津無一判事が退任してから芹沢判事が発令されるまでの約二カ年は「所長」が空席となつている（前掲書・八〇〇頁）。しかし、秋田地方裁判所の保存記録によつたと思われる前掲県史の記事を信ずべきであらう。十四年八月二日出版および九月二日出版の両「官員録」をみるに、いずれも弘前裁判所の項に「判事正木丹之助」とみえている（当時の官員録は、支庁詰職員はすべて本所の職員に併せて掲載されている）。県史の記事をうらづけるものであらう。

(4) 当時、一種の予審制度というべき「糾問判事職務仮規則」（九年四月二十四日司法省達第四十七号）が施行されていたから、この公判に先立ち、糾問判事による取調が行われたという推測がなされるかも知れない。しかし、「府県裁判所本庁ニハ糾問掛リヲ置クト雖モ支庁ニハ別段該員ヲ置カス」「糾問判事アラサル裁判所ハ当分軽重罪ニ拘ハラス直ニ裁判ヲ求メ」る措置が採られていたから（十年三月九日司法省伺、三月二十一日太政官指令、前掲大全・官職門・官制・司法省（一）一八二頁）、秋田支庁では糾問判事の取調はなかつたと考えたい。

なお、糾問判事の制の前身ともみられる「下調」の制が、八年五月二十四日の「判事職制通則」（太政官布告第九十一号）の中にある。この制度は十年二月十九日（太政官布告第十九号）までつづいた。ところが、この制度の存続中に行われた臨時裁判所の裁判では（例えば九年十一月の萩、福岡、熊本など）、「下調」が実施された形跡がない。国事犯事件の裁判は、事件内容の慎重な審理よりも、迅速にして且つ嚴重な処分という面に重点があり、裁判手続はできるだけ簡略化したものと思われる。したがつて、地方裁判所本庁が国事犯を審理する場合、糾問判事が置かれた以後においてもその取調は省略したものと推定される。しかし、この点は確証がないので将来の研究に待ちたい。

(5) この裁判は非公開であつたものと思われるが、それにしても秋田地方に、なにか裁判の状況に関する資料が残つていないものであらうか。

郷土史家による今後の探索を期待したい。

(6) この文書は、残っていない。それがため、山内平蔵外十名の「常事犯」(おそらく強盜罪と思われる)が、何時、どのような刑を宣告されたか不明である。

(7) 大木は、田中不二麿の後任として、十四年十月二十一日、司法卿に就任した。

(8) 柴田の考えによると、「今日ノ政法ニハ成文律ト云フモノアリ、非文律ハ分県ニシテ成文律ハ郡県ナリ、合衆国ハ即此分県法ナリ、其分県法ハ従前封建ノ如クナレドモ、大法令ハ大政府ノ指揮ニ出ルト雖モ、大概其分県限リニテ処置スベキモノ有之……政府ヲ顧覆シ、此ノ分県ヲ起シ、浅五郎ガ其長トナリ云々」とある(柴田警察調査書・十四年六月二十五日)。家永博士は、この著想に、植木枝盛の土佐独立論や聯邦制憲法案の影響を想定されている(前掲枝盛研究・二六七頁)。

(9) 川越の法廷における陳述によると、殺害者は、高橋久米吉、丹源吉、佐藤石蔵、高橋專治であつたという(川越法廷調査書・十五年五月二十九日)。かれらは、前にも述べたごとく、いずれも逃走中の者である(本稿二の註22・参照)。逃走中の者に罪をなすりつけた感じがしないでもない。醍醐村地方の伝承によると、殺害犯人は柏木第六であつたという(佐々木・前掲暴動記・四二頁)。

(10) この判例で、大審院は「旧法ノ上ニ於テ數罪ヲ犯シ新法ノ下ニ於テ新旧ノ法ヲ比照シテ処断ス可キ場合ハ同性質ノ刑ヲ一罪毎ニ新旧ノ法ニ比照シ而シテ後數罪俱發一ノ重キニ從フヘキ者ニシテ旧法ノ刑ニ就キ一ノ重キヲ定メ次ニ新法ノ刑ニ就キ一ノ重キ者ヲ定メ而シテ後旧法ノ重キ刑ト新法ノ重キ刑トヲ比照シテ一ノ輕キニ從フ可キ者ニ非サルナリ」と述べている(「日本刑法実用」・明治二十一年・五頁)。私は、この判例とは異なり、本文で述べた第一の方法が、理論的には正しいと考えるが、本稿の主題をはなれるので、これ以上たち入らない。

(11) 數人共謀して持兇器強盜を行い、その中の一人が家人を殺したため、全員にも奪わないで逃げた事案に、全員を強盜殺人罪にした大審院判例(十七年十一月十五日)がある(前掲刑法実用・九一頁)。

(12) ここでは、一応旧刑法施行当初の註釈本に多くみられる解釈にしたがつた(織田純一郎「刑法註釈」・明治十三年・一二八頁以下、中島信行「刑法講解」第一巻・明治十五年・一二〇頁等)。旧刑法第一〇八条本文の単純な文理解釈である。しかし、後には持兇器強盜を教唆したところ、強盜殺人を行った場合、強盜殺人の教唆であるとした二十年三月二十三日の大審院判例がでるにおよび(前掲刑法実用・九三頁)、多くの学説もそれを肯定する方向にすんだ(それらの学説については、野中勝良「刑法彙論」総則之部・明治三十年・四三七頁以下参照)。すなわち「教唆者ニ於テ被教唆者カ重キ罪ヲ犯スヘキコトヲ予知シタリト認ムヘキ情状アルトキハ教唆者ハ其重キニ從テ刑ヲ受ケサルヘカラス故ニ例ヘハ持兇器強盜ヲ教唆シタルニ強盜人ヲ殺傷シタルカ如キハ其殺傷ハ強盜犯ニ当然伴ヒ得ヘキ犯行ニシテ教唆ノ指定以外ナリト為スコトヲ得ス」(前掲書・四三八頁)というのである。この見解にしたがえば、柴田は当然に強盜殺人の教唆に問われる。

(13) (14) 十四年十一月二十八日、司法省では局課の編成替が行われ、第四局は「刑事ニ関スル一切ノ何指令内訓照會回答ノ文案ヲ起草スルヲ掌ル」機関であつた。刑事事務局の後身であるから、鎌田刑事局長が、そのまま第四局長へ転じたと思われ。

(15) 稟議書の一節、「石渡運動以下三名旧法ニ從ヒ処分ス可キ者ハ其刑名モ旧法ニ依ル可キ事ナルヲ以テ此件ハ伺濟ノ上本省ヨリ改正ノ儀違セ  
ラレ夫ニテ宜シナル可シト考量候」とあるが、これは本文で述べたごとく、芹沢判事の選んだ刑名(重禁錮)の誤りを指摘したものである。

(16) 十七名が正しい。保釈をゆるぎされていた小松捨次郎(本文に掲げた十五年七月十四日、芹沢判事の司法卿への上申書参照)を計算に入れな  
かつたのであらう。

(17) この時、調査された先例は、西南の役に呼応せんとして逮捕され、弘前裁判所で処刑された真田太古(懲役五年)、梅内村治(懲役二年)、  
花輪功一郎(懲役二年半)(裁判年月日不詳)等の裁判例、あるいは西南の役と同調者池田応助(禁獄五年、十一年八月二十日)、川村矯一郎(禁  
獄二年・同前)等の裁判例であつた。後者は、大審院の判決であるが、その時期は、九州裁判事務局の閉鎖後にあたる(本稿二の一の註10・参  
照)。同局を閉じた後、西南の役関係者を、大審院が臨時裁判所の資格で裁判したのか、あるいはまた、大審院として特別に裁判したのか、そ  
の辺の事情はわからない。因みに、真田太古の事件は、佐々木金一郎氏が、前掲暴動記において、その一端にふれている(七〇頁以下)。

(18) 前註(15)・参照。

(19)(20) 拙稿・前掲判決書・本誌第三十四卷十号・八六頁以下参照。

(21) 十四年六月二日出版の「官員録」によると、芹沢判事は「正七位」であるから、七等官(四等から七等までが奏任官)であつたと推定され  
る。陸海軍の大尉に相当する。

(22)(23) 柴田他三名の判決文と、石渡他三名のそれを比較すれば、その相違が明らかである。拙稿・前掲判決書・本誌第三十四卷十号・八六  
頁、九二頁以下参照。

(24) 第四局長が、鎌田から名村へ變つた年月日は明らかでない。

(25) 福島事件の場合の状況については、拙稿「自由党福島事件に関する二、三の資料」・本誌第三十三卷一、二、三頁参照。

(26) 拙稿・前掲判決書・本誌第三十六卷十号・九二頁以下参照。

(27) 柴田は、憲法発布の大赦によつて出獄したと伝えられるが、正確な年月日は明らかでない。出獄後は不遇であつたという(佐々木・前掲暴  
動記・四八頁以下、前掲県政史・上巻・二九〇頁)。他の三名の消息については、大正十五年に、原胤昭氏が「柴田浅五郎なる者社長となり過激  
なる民権論を唱え政府を顛覆なさんと企てた事件が明治十四年にあつた。其共犯人で無期徒刑に処せられた者が三人北海道の監獄に服役して居  
た。私は其所に教誨の職を取つて居たので能く知つた。一人は死亡、二人は罪名こそ強盜殺人だが、純朴な人々で妻子資産もあるほんのドン  
百姓であつた。……罪名はエライが主因が国事犯で、本人等の素性が素性であつて、改心的情願著なものであつたから、私は出獄人保護者の位  
置から実状を陳上してやつたので仮出獄になつた。明治三十一年十一月に釈放となり、私方へ引取つてやつた。恰度当時の内務大臣が板垣伯、  
議長が片岡氏であつて、同道して行き夫々面会をさせてやりました。憲政党本部では阿部雀之助と云ふ人に会ひました。彼らは其後帰郷させま  
した。後一人は死亡しました」(「秋田の立志社長柴田浅五郎」・新旧時代第二二年六冊・二五頁)と語っている。

## 四 む す び

明治十五年一月からの治罪法の施行は、わが国裁判史上、劃期的な変革であつた。これ以後の裁判においては、国事犯の場合にも政府あるいは司法省が直接に裁判官を指揮、監督して裁判を行うことは、制度上ありえなくなつた。政府の企図は、司法卿の指揮する検事の公訴、求刑のみによつて裁判に反映されることになつたのである。もちろん、当時の裁判官の地位はひくく、且つ身分保証もなかつたこととて、事実上、裁判官が政府の企図に、迎合、屈服することはありえたであろう。その点では、完全な「司法権独立」下の裁判と同じであるとはいえない。しかし、これを明治十五年以前、裁判所がほとんど完全に司法卿の指揮下にたつていた当時に比較すれば、雲泥の差である。

秋田事件の裁判は、あたかも治罪法施行の前後にまたがり、太政官の特命によつて地方の裁判所が担当した最後の国事犯裁判であつた。その審理の過程は、太政官あるいは司法省が、どのような仕組を以て裁判の実態に介入したかを、われわれに示している。同時に、そうした機構の中においても、担当裁判官その人の態度が、ある程度までは裁判の結果に影響をおよぼすことを教えている。本稿で考察したごとく、芹沢判事による裁判は、かならずしも司法省の企図をそのまま実行したものではなかつた。すくなくとも、主謀者柴田の処置については、司法卿の内訓にもかかわらず、終始一貫して、彼の信念が生かされている。強盗殺人を犯した他の三名については、法律適用上の不手際もあつて、司法卿の内訓に屈した面もあるが、酌量減輕の規定の活用によつて死刑をさけていることは、この場合にも、被告に対する彼の心証が容易に動きえなかつたことを物語つている。明治十七年以降、各地に勃発した自由党関係暴動事件の裁判において、強盗殺人罪による死刑が、かなり多く宣告されたことを思うと、彼の行つた裁判の意義は、決してこれをひくく評価してはならないのである。

明治十五年前、國事犯関係の裁判はかなり多く行われている。<sup>(1)</sup>しかし、その審理の具体的状況に関する究明は、現在まで



のところ、かならずしも十分に行われているとはいえない。本稿が、そうした裁判の実態の分析に、多少とも役立つならば、私としては望外の俸せである。

(1) 明治十四年一月四日東京日日新聞によると「維新後国事犯者の数凡そ四万余人にて、そのうち放免せられたるもの、死亡したるものを除き、処刑をかうぶりたる者は五千人にあまれり」とある。

後記 秋田市四ツ小屋中学在勤の田口勝一郎氏から、資料の貸与その他について御援助をうけた。また、口絵写真は、大学院法学研究科

塾生後藤吉成君の撮影に係る。ここに記して、その御厚意を謝す。